

平成31年 3月11日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（14名）

3番	加藤克之	4番	高橋八重典
5番	永井利明	6番	鈴木みどり
7番	那須英二	8番	三宮十五郎
9番	早川公二	10番	平野広行
11番	三浦義光	12番	堀岡敏喜
13番	炭竈ふく代	14番	佐藤高 清
15番	武田正樹	16番	大原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

13番	炭竈ふく代	14番	佐藤高 清
-----	-------	-----	-------

4. 欠員（2名） 1番 2番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（35名）

市 長	安藤正明	副 市 長	大木博雄
教 育 長	奥山 巧	総 務 部 長	渡邊秀樹
民生部長兼 福祉事務所長	村瀬美樹	開 発 部 長	安井耕史
教 育 部 長	立松則明	総務部次長兼 庁舎建設室長	伊藤重行
民生部次長兼 福祉課長	山下正巳	開発部次長兼 土木課長	伊藤仁史
開発部次長兼 都市計画課長	大野勝貴	会 計 管 理 者	山田 淳
教育部次長兼 生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	安井文雄	教 育 部 次 長 兼 図 書 館 長	横山和久
監 査 委 員 事 務 局 長	羽飼和彦	総 務 課 長	佐藤文彦
財 政 課 長	佐藤雅人	秘 書 企 画 課 長	安井幹雄
危機管理課長	伊藤淳人	税 務 課 長	佐野智雄
収 納 課 長	服部朋夫	市 民 課 長	梅田英明
保 險 年 金 課 長	服部利恵	環 境 課 長	柴田寿文

健康推進課長	飯田宏基	介護高齢課長	藤井清和
児童課長	大木弘己	十四山支所長	鈴木博貴
総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長	村瀬修	農政課長	小笠原己喜雄
商工観光課長	横江兼光	下水道課長	水谷繁樹
会計課長	伊藤えい子	学校教育課長	渡邊一弘
歴史民俗資料館長	伊藤隆彦		

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長	石田裕幸	書記	鷺尾里恵
書記	伊藤国幸		

7. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（堀岡敏喜君） おはようございます。

会議に先立ちまして御報告をいたします。

本日3月11日は、東日本大震災の発生から8年を迎えます。犠牲となられた方々に鎮魂の思いを込めまして、地震発生時刻である午後2時46分に合わせ、1分間の黙祷をささげたいと思いますので、御協力のほどよろしくお祈りを申し上げます。

また、西尾張CATVより、本日及び明日の撮影と放映の許可をされたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

質問、答弁をされる皆さんは、努めて簡潔・明瞭にされるようお願いを申し上げます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、炭竈ふく代議員と佐藤高清議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○議長（堀岡敏喜君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず永井利明議員。

○5番（永井利明君） おはようございます。

5番 永井利明でございます。

本日は、通告に従いまして、2点質問をさせていただきます。

第1点目は、市民プールの廃止についてであります。

1月16日の行財政委員会の折に、副市長より市民プールを廃止する旨のお話があり、この3月議会に条例改正の提案がなされております。また、新聞でも報道されました。

この市民プールは、以前より大修繕が必要だということはお聞きしておりましたが、廃止というお話を聞き、もう少し詳しくお聞きし、市民の方にも御理解がいただけるようにする必要がありますので、順次お答えをいただきたいと思っております。

まず第1点目、市民プールの廃止という結論に至るまでの経緯についてお聞きしたいと思います。

廃止の直接的な原因は老朽化であろうかと思っております。そもそも市民プールは、開設して何

年になるのか。老朽化が進んでいると思われるわけですが、どのような状態になっているのかをお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） おはようございます。

市民プールは開設して何年になるのか、またどのような状態になっているのかという御質問でございますが、市民プールに関しましては、1980年（昭和55年）4月に竣工して以来、この春で40年目を迎えることとなります。

この間、簡易な修繕は計画的にしていまいりましたが、本体の老朽化が著しく、可動式屋根は、躯体の腐食が目立ち、また管理棟部分の壁も修繕しなければなりません。修繕費用は、屋根の撤去だけでも3,000万以上、新しい屋根にするには1億5,000万円と高額な費用が必要となります。

このまま使用することは、安全上問題がありますので、今回、文化広場条例の改正を提案させていただき、市民プールを一旦廃止させていただくものでございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） まさに使用不可という状況だと思います。修繕にも大変たくさんの費用がかかるということですが、実際、利用者はどのくらいでありましょうか。一番多かったときと比べてどうなのかも教えていただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 市民プールの利用者数は、多いときに比べてどうなのかという御質問でございますが、多いときで年間延べ1万1,000人を超える利用者がございました。近年は、年間延べ2,000人程度で、1日当たり約40人の利用者となっております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 私も実際、自分の子がまだ小さいころですが、30年以上になりますか、何回も利用した覚えがあります。

しかし、今、利用者がなぜこんなにも減ったのでしょうか。いろいろと考えられると思います。

市当局は、利用者減の原因をどのように捉えてみえるのか、お答えをいただきたいと思えます。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 利用者数の減少の原因をどのように捉えているかという御質問でございますが、直接的な原因はわかりかねますが、少子化に伴う減少や情報化による趣味の

多様化、また現在はウォータースライダーが設置されたプールが人気となっているなど、老朽化したことも利用者減少の要因であると思われます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） おっしゃるとおり、確かに少子化の原因もあると思いますが、私がいまするに、社会、家庭が変わったということが最も大きいと思います。それはどういうことかということ、簡単に言えば、子供が暑い日中外へ出なくなったということだと思います。熱中症という言葉も新しいといえば新しいわけです。そしてクーラーの中で過ごす時間がどんどん多くなってきたからだと思います。夏休みでも日中外で遊んでいる子は本当に見かけなくなりました。実際、小学校でもプール開放の回数は減ってきていると思います。

市民プールもその例外ではなく、利用者がピーク時に比べ激減しており、老朽化と重なり廃止ということになったものと思います。また、年間維持費もその費用対効果ということからして、利用者1人当たりの単価が相当なものになっていると思われますが、平成30年の夏ではそのあたりどうだったのでしょうか、教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 利用者1人当たりの維持費はどのぐらいになるのかという御質問でございますが、近年の平均で利用者1人当たりの維持単価を単純に計算しますと、約3,000円ほどになります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 利用料が子供100円、大人200円ですけれども、実際の維持管理費が、利用者1人当たり約3,000円かかるとすれば、もはややっている意味がないということでしょうか。

そのあたり他の近隣市町村ではどうなんでしょうか。やはり本市と同じように廃止の方向にいつているんでしょうか。お答えをいただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 近隣市町村の状況はという御質問でございますが、飛島村すこやかセンターの温水プールと津島市の屋外プール——これは夏季のみでございますが——が営業されております。他の市町村では、本市よりも早く休止や廃止されているのが現状でございます。

市民プールにつきましては、市民の皆様の意向を確認し、議会とも協議し方向づけをしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ただいまの答弁を聞きますと、公営プールはどんどんなくなっていくという感じがします。

市民プールは、子供たちを中心とした一般の利用者ということで、その利用者が激減していることは前に述べたとおりであります。市民プールが使えないことによって別の困ったことが起きるのではないかと思います。

これはおととしの12月議会で高橋議員が質問したことでありますが、市民プールは弥富中、弥富北中が教科体育の中の水泳指導の場となっているわけです。もし市民プールが使えなくなったらということで、その場合は十四山中のプールを3校で使うという答弁でありました。また、前市長答弁では、十四山中も使えなくなったときには、飛島のプールも検討するというものであります。

そもそも弥富中学校を今の地に新築するとき、プール建設という計画は入っておりませんでした。北中のプール修繕も2年前に壊れたままで修繕するという計画もありません。市民の中にはどうなっているんだと、中学校の体育の中で水泳指導はもう重視されていないのか等々の声が聞かれます。そのあたりどうなっているのか、わかりやすく説明していただくと市民の方々にも納得していただけるんじゃないかと思います。お願いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 中学校の体育の中での水泳指導の現状はという御質問でございますが、水泳については、学習指導要領の内容をもとに、各学校の教育課程に基づき行われております。授業時間数については、1・2年生は必修で合計おおむね16時間、3年生は選択になります。天候やほかの運動との兼ね合いで、各校において多少の増減がありますが適切に実施されております。

水泳の扱いの軽重が変化したわけではございません。水泳を含めたさまざまな運動を適切に組み合わせることで、子供たちの健全な成長と運動能力の伸長を図ることが大切だと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 私の過去の時代といっても十数年前でございますが、中学校でも一応夏季には、学年、週に2時間とか水泳の時間があつたような気がします。それでも中2、中3となると入りたくない子が多く、特に女子は見学が多かったように思います。

しかし、先ほどの答弁で、今では1・2年で16時間と聞きびっくりしております。それでは各校ごとにプールを持つ必要もなくなると思います。文科省はどういう意図でそんなに少なくしているのか、わかるような気もしますが、このままですとどの中学校もプールを持たなくなり、1・2年の16時間も消化することは難しくなる気がします。もはや中学校では水泳指導は余り必要がないという捉え方ができるようです。

確かに学校では25メートル完泳が目標であれば、小学校でほとんどの子が完泳できるわけです。その上の選手育成ということは、スイミングにお任せするということになるのでしょ

うか。水泳部を持っている中学校もほとんどありません。本市もとうにないと思います。

しかし、この市民プールは、市の水泳協会の方々も使ってみえるのではないのでしょうか。水泳協会の方々はどのように言ってみえるのでしょうか。お答えをいただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 水泳協会はどのように言ってみえるかという御質問でございますが、水泳協会の方には市議会への報告の後、市民プールの状況と廃止に至った経緯を御報告し理解していただきました。

水泳協会の事業としましては、市から委託した教室と大会の運営を市民プールで行っていただいておりますが、水泳大会に関しましては、他の学校プールでできるか検討を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） わかりました。

とにかく今の市民プールは使用できないということは理解できます。そこでですが、この市民プール、築後40年、弥北中のプールもですが、いつか修繕をして復活する予定はあるのでしょうか。

また、解体はいつになるのでしょうか。解体するのにもかなりの費用がかかると思います。そのあたりをお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 解体についての御質問でございますが、解体に関しましては、市民プールのみで予算5,000万円ほどを見込んでおります。

時期といたしましては、2020年度以降、弥富北中学校のプールと同時期に解体を行い、経費節減に努めたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 前段の質問の回答がちょっとなされていなかったと思いますが、いつか修繕をして復活する予定はあるのでしょうかという質問でございます。お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 今後の予定というようなお話でございますが、市民プールにつきましては、市民の皆様の意向を確認し、議会とも協議をし、方向づけをしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 私は解体するとなれば、できるだけ早く実施したほうが良いと思います。空き家の問題ではありませんが、危険建物になってはだめだと思います。

本市は、健康都市宣言をしているわけですが、もっともっとスポーツを盛んにしていくこ

とが大切だと私は思っております。水泳は全身運動として重要であります。利用者が減ったといっても約2,000人ほどの人が利用しておりました。この方々は今後どうしたらいいのか。一番考えられるのは近くの飛島村のプールを利用する方が多いのではないかと思います。そこでこの方々には、利用料の補助も考えていったらということをお思います。

最後になりますが、運動好きと思われる市長に市民プールの件も含めて総括をお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 皆様、おはようございます。

永井議員の質問にお答えをいたします。

スポーツ大会開催などは、市民一人一人に楽しみや感動を与え、地域に活力をもたらすものとして捉えております。また、スポーツは、心身の健全な発達や生きがいに満ちた健康で豊かな生活を維持する上で必要なものであると考えます。

2019年にはラグビーワールドカップが開催されます。また、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが、そして2026年には、この愛知、名古屋で第20回アジア競技大会が開催されるなど、全国でスポーツに関する関心が高まる中、スポーツ活動の裾野を広げる絶好の機会であると考えます。

本市におきましても、市民のスポーツや、健康体力づくりの一環として、本年8月にラジオ体操の公開録音を行い、各種団体の協力のもと、積極的にラジオ体操の普及に取り組んでまいります。スポーツを通して、健康で心豊かなまちを推進してまいりたいと考えております。

なお、市民プールの今後、また代替につきましては、先ほど教育部長から御答弁申し上げたとおりでございます。市民の皆様の御意向を確認し、また議会にも協議して方向づけをしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ありがとうございました。

若者の多くがゲームにはまっているとマスコミでやっておりました。人と接しない、1人でもできる遊び、体を動かさず室内での狭いところで過ごす、やはり不健康だと思います。時には青空のもと、また広い体育館で体を思い切り動かす、友達と競技を通して切磋琢磨するということが欠けているように思います。市も含め、私たちは手助けをする必要を感じます。

そういう意味で、将来的に新しい運動施設の新設、市民プールの復活を祈念していきたいと思っております。

以上で第1の質問を終わります。



続いて2つ目、児童虐待について質問をしたいと思います。

このことにつきましては3年前、炭竈議員も取り上げてみえますが、最近頻繁に報道される乳幼児・児童虐待について、私自身心を痛めており、再度質問をすることにいたしました。特に昨年3月の「結愛ちゃん事件」、この1月の「心愛ちゃん事件」にやるせない気持ちになりました。

そこで、児童虐待についてどのくらいの件数があるのか、本市ではどうなのかということ等を調べたいと思い、まずインターネットで調べてみました。その結果、児童には、身体的、性的、心理的、ネグレクトの4種類があることがわかりました。

ネグレクトというのは、いわゆる育児放棄のことをいいます。私は教員現職のころにも、このネグレクトというのに数多く出会いました。これは子供のことよりまず自分、子供たちに食べさせるお金はないが自分たちがパチンコをするお金はあるというようなことであります。これでは子供はたまったものではありません。子供のために自分を犠牲にしてでもというのが多くの親の心情ではないでしょうか。私はそう信じます。

子供のころに体験した虐待は、将来的にもいろいろな面で影響が出るそうです。ある研究では脳に与える影響を心配しております。

虐待をした親の言いわけがよく報道されるのは、しつけのつもりだったというのがあります。これは全く違うと思います。しつけは日々の生活の中で、子供にとって楽しいこともたくさんなくてはいけないと思います。毎日連続して叱ってばかりでは、もはやしつけではないでしょう。ましてや死に至らしめるなんて言語道断だと思います。

全国で通報された虐待件数がどのくらいあるのか調べてみましたら、2017年で13万3,000余りということでありました。この数字は相談件数であります。警察からの通報はこのうち半数余りと聞いております。それも年々ふえていっているそうであります。この数字は不登校の数字ともよく似ております。

同じように本市でも何件かあると思います。本市における虐待件数を教えていただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 大木児童課長。

○児童課長（大木弘己君） おはようございます。

本市における虐待件数との御質問についてお答えいたします。

本市において過去3年間の新規で対応した虐待相談件数は、平成27年度は28件、28年度は31件、29年度は34件でした。

また、平成31年2月1日現在、継続して要保護児童対策地域協議会で管理している虐待児童の件数は71件です。内訳といたしましては、保護者のない児童、または保護者に監護させることが不相当であると認められる要保護児童が13件、保護者の養育を支援することが特に

必要と認められる要支援児童が58件で、合計71件でございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ただいまの答弁によりますと、毎年新規に30件余り、現在継続して管理している虐待児童の件数は71件、合わせて100件余りですね。この数は私が予想した数字よりはるかに多いと思います。

この新規に把握された虐待は、主にどこからの通報によるものでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 大木児童課長。

○児童課長（大木弘己君） 新規に把握された虐待は、主にどこからの通報によるものかどうかという御質問にお答えいたします。

市に寄せられた虐待の相談経路は、保健センターが最も多く、そのほか児童相談センター、学校、近隣、知人によるものなどがあります。また、県の児童相談センターへ寄せられた虐待相談の相談経路は、警察等、近隣・知人、市町村福祉事務所などからの相談が多く、警察からの相談が最も多いです。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 最近の新聞には、企業のCSR、社会的責任ということですが、その活動ということでACジャパンによる虐待の広報が連日のように掲載されております。そこには、誰にも言えない、どこにも逃げられない、人知れず苦しむ子供からの小さなSOSに気づいてくださいとあります。そして、気づいたら児童相談所、全国共通ダイヤル189番、「いちはやく」に連絡してくださいと一般の方々に呼びかけております。

ただいまの答弁では、市では保健センター、県では警察からの通報が多かったわけですが、やはり児相の統計でも警察からの通報が半数以上を占めているようです。

これらの通報は、実際、どのような経路をたどっていくのでしょうか。1本ではないと思います。お教えください。

○議長（堀岡敏喜君） 大木児童課長。

○児童課長（大木弘己君） 通報は実際、どのような経路をたどっていくのでしょうかという御質問についてお答えいたします。

子供の泣き声がやまないなど、近隣の方から警察に寄せられた泣き声通報や、夫婦げんかなど子供の前で行われた面前DV、保健センターや子育て支援センターでの育児相談において、母親からの育児疲れでつい子供に手を上げてしまったというような告白など、ケースはさまざまです。

児童課へ入った連絡については、状況に応じて児童相談センターと市役所が連携を図り、家庭訪問等の調査を実施し、児童の安全確認を行います。

また、警察へ寄せられた虐待事案については、警察から児童相談センターへ連絡が入り、児童相談センターの判断により市役所児童課へ連絡が入ります。その後、児童相談センターと市役所が連携を図り、児童の安全確認を行います。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ただいまの答弁にありました児童相談センターというのは、全国でいう児童相談所、略して児相とのことだと思います。愛知県では児童相談センターと呼んでいますので、私も以下児童相談センターと呼ばせていただきたいと思います。

法律改正等もあり、児童相談センターからの逆送もあるようです。

市での実際の窓口は児童課だと思いますが、児童課の中で、その専門的立場の方は見えるのでしょうか。もし見えれば、その職名、人員、その方々の権限があれば教えていただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 大木児童課長。

○児童課長（大木弘己君） お答えいたします。

児童課において児童虐待の対応は、児童家庭グループ職員が担当いたしまして、専門的立場として嘱託職員の家庭相談員が対応をしております。人員は2名で、いずれも保健師の資格を持ち、担当地域を大きく分けて、弥富中学校区と弥富北中学校区及び十四山中学校区でエリアを分けて支援を行っております。

権限につきましては、家庭に立ち入り、調査を行うような児童相談所に与えられたような権限等は特にありません。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 嘱託の家庭相談員2名で主に対応しているということを知って、いささかびっくりしました。本当にそれだけの人数でできるのか疑問に思います。

実際の虐待の通報があった場合、どんな動きになるのか、また困ったこと等もあればお答えをいただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 大木児童課長。

○児童課長（大木弘己君） 実際の虐待の通報があった場合、どのような動きになるのかという御質問と、また困ったことがあればお答えくださいとの御質問についてお答えいたします。

虐待の通報があった場合は、速やかに虐待を受けた子供の安全を図るため、家庭訪問等現状の調査・確認をして、全ての事案を児童相談センターへ通報いたします。

児童相談センターが子供の身の安全を確保する必要があると判断した場合は、施設へ一時保護し、その後、保護者に児童相談センターにおいて呼び出し面談が行われます。

困る点を上げますと、家庭訪問をしても会えなかったり、会わせてもらえなかったり、また職員の勤務時間内であれば、関係機関の職員が複数名で対応できますが、時間外の夜間や

休日に虐待が発生すると、対応が手薄になることが考えられます。

しかしながら、市役所や児童相談センターは、24時間体制で虐待通報に対応しておりますので、虐待を発見したら、189（いちはやく）や市役所へ連絡していただきたいと思います。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） やはり対応としては、家庭訪問が原則になると思います。

ただいまの答弁の中にありましたように、家庭訪問をしても会えない、会わせてもらえないというようなことがあるわけですが、そのときに立入検査権がないという答弁でしたが、そのときはどうするのでしょうか。

また、外国人家庭も多いということですが、その中での虐待という場合もあると思います。言葉が通じない場合の対応もお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 大木児童課長。

○児童課長（大木弘己君） お答えいたします。

児童課は家庭の中へ立ち入る権限はありませんので、会えない場合は頻回に訪問を行います。

しかしながら、児童相談センターにおいては、保護者に対して児童と同伴して出頭することを求める出頭要求、家庭へ立ち入る立入調査や、立入調査を拒み、再三の出頭要求にも応じず児童虐待が行われている疑いがあるときは、裁判所の許可状により捜索できる臨検や捜索等の権限があります。

外国人家庭への訪問につきましては、言葉が通じず十分に対応し切れない場合もあり、課題となっております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） このたびの心愛ちゃん事件では、それぞれの機関として責められるところがあるわけです。特に学校、市でとった措置について、本市に置きかえた場合、どのように考えてみえるのでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） おはようございます。

心愛さんの事件について、本市に置きかえた場合、どのように考えるかとの御質問にお答えさせていただきます。

近年、児童虐待は、社会的問題として憂慮する状況となっております。本来、最も安心できるはずだった場所、本来、最も愛してくれるはずだった保護者から裏切られたと感じながらその場所で生きていかなければならないという子供にとって、まさに重大な人権侵害であると言えます。

このたびの千葉県野田市の事件も、他山の石として本市での虐待防止に努めていかなければなりません。

まずは、虐待を受けた児童を発見する機会を持つ、学校において、日々、子供たちの様子をきめ細かく見ていくことが不可欠です。継続して丁寧に見ていくことで、その変化に気づくことができる可能性が高まります。また、子供たちが悩みを訴えやすいような雰囲気づくりも大切です。さらに、地域からの情報収集という点においては、虐待が疑われる事案に関する情報を慎重に精査することが欠かせません。

学校、地域などから知り得た情報を、教育委員会や児童課などの関係当局が共有して対応していかなければなりません。事案によっては児童相談センターに通告することも必要となってきます。不当な扱いから子供たちを守るという意識をそれぞれの職員が持ち、協力体制のもと進めていかなければならないと考えます。

具体的な対応は、個々の事案ごとに異なるので、今回の野田市の事件をそのまま当てはめることは難しいと思います。ただ、虐待にかかわり、親からの急な要求などを個々の職員が受けたとき、判断するために協議をすることは必要であると考えます。組織として対応すること、時に顧問弁護士などの助言を仰ぎながら、虐待を受けている子供たちのために最善は何かを考えていかなければならないと考えます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） やはり第三者で最初に気づくのは、近隣の人、医者、親戚の方などいろいろ考えられますが、公的な場所としては、保育所、学校等があるわけです。通報先の多くは市役所、児童相談センターだろうと思います。実際、虐待を発見した場合、保育所、学校、教育委員会は、どのような動きになるのでしょうか。その子に対するケアも含めてお答えをいただきたい。

また、同じ市立の保育所、小学校、中学校でありますので、虐待等の情報の申し送りはしっかりと行われているのでしょうか。それもあわせてお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） まず、渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） それでは、まず学校関係から御答弁させていただきます。

児童虐待防止法の狙いは、虐待の早期発見にあります。早期に児童や保護者のケアを行えば、深刻な虐待事象から子供を救うことができます。学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、日常的な観察によって児童の心身の状況を適切に把握することが求められます。虐待、あるいは虐待を疑う場合、教職員や学校には通告の義務が課せられています。虐待かどうかを判断するのは、学校ではなく通告を受けた児童センター等の機関で行います。虐待が増幅するおそれのある児童の存在に対して、後回しや静観は断じて避けなければならぬと考えます。

児童虐待が疑われる場合には、児童相談センター通告前や通告後にケース会議を開催することがあります。ここでは、関係機関の多方面からの情報を収集することで、家庭が抱える背景の深さを浮き彫りにします。これらの取り組みの上で通告がなされます。

該当児童が虐待の再発を恐れ、帰宅を拒否していたり、虐待に対する回避能力が乏しい幼少期の児童であれば、通告に迷いはありませんが、当該児童が保護を拒否したり、危険回避能力が認められる高学年である場合には、本人の意思に寄り添い、校内の見守り体制を構築した上で注視を続ける判断をすることもあります。

教育委員会は、要保護児童対策地域連絡協議会実務者会議の進行管理台帳にケースを登録し、終結とするまで見守りを継続します。

このような虐待の事象や疑いについては、就学、進級、進学に際して、担当者の情報交換会等で引き継がれます。要保護児童であれば、要保護児童対策地域連絡協議会実務者会議において、毎月、児童や家庭の状況やその状況の変化が報告されることとなります。ここでは児童相談センターや警察も情報を共有し、専門的な援助や立入調査等が必要と考えられる場合には、速やかに児童相談センターへ送致いたします。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 続いて、大木児童課長。

○児童課長（大木弘己君） 児童課からお答えいたします。

児童課といたしましては、例えば保育所において、お着がえのときに、あざややけど、不自然な傷跡などを発見した場合、児童課へ連絡を入れてもらい、速やかに調査し、安全確認を行います。対応の後は定期的に訪問を行い、心のケア等経過を見守ってまいります。

関係機関の情報共有につきましては、毎月の要保護児童対策地域協議会実務者会議のほか、年1回ではありますが要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催し、海部児童・障害者相談センター、蟹江警察署生活安全課、海南病院、医師会、歯科医師会、民生児童委員等の各関係機関の代表者の方々に事例を検討していただき、児童虐待の対応についての意見や情報交換を行っています。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） プライバシーの問題もあるかと思いますが、やはりそれぞれが連携をしていくことが大切だろうと思います。また、市と県の児童相談センターとの連携も大変重要かと思います。

先日、児童相談センターへ行ってまいりました。児童相談センターは、この愛知県に10カ所あり、海部地区を管轄するのは、海部児童・障害者相談センターというところが津島市の県海部総合庁舎3階にあります。ここでは、海部全域を抱えており、虐待の相談件数が年間約350件ほどあるそうです。

このセンターでは、児童福祉司、児童心理士、スーパーバイザーの方、約15名が当たって

おり、それぞれ家庭への立入調査権、時には臨検捜索権など権限をもって対応に当たっています。時には警察の協力も得て一緒に家庭訪問をしたり、親子離れたほうが良いと判断される場合には一時保護を行ったり、施設入所の場合もあるやに聞いております。

昨年1年間で本市から児童相談センターへという件数はどのくらいあったのでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 大木児童課長。

○児童課長（大木弘己君） 昨年1年間で本市から児童相談センターへという件数はどのくらいあったのでしょうかという御質問についてお答えいたします。

平成29年度の虐待や保護者の家出や失踪により養育が困難となった養護相談は45件あり、そのうち児童虐待に関する相談は31件でした。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） センターに送ったから解決するとか、一時保護をしたから解決するというものではもちろんありません。しかし、子供の命を守るという観点からすれば、親子を切り離すということもやむを得ないものかもしれません。私たちができることと言えば、身近なところで起きている虐待かもしれない事案を通報することだと思います。冒頭で申し上げたACジャパンの中でもあります。

また岐阜県では、オレンジリボン運動といって虐待防止運動のシンボルマークをかたどったステッカーを飲食店や医療機関が店や車に貼付し、常に市民が意識し、より多くの市民の目で子供を見守り、虐待の根絶を目指しているそうであります。本市でも子供は弥富市の宝としてみんなで見守っていく目が大切かと思えます。

最後に、市長の総括をお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 永井議員の質問にお答えを申し上げます。

けさのニュースでも39歳の母親が6歳の子供を虐待するショッキングな映像、報道がされていたわけでございます。また、その前には20代前半の若い母親が3歳の子供に大やけどを負わせ、ラップで包んで自分たちはパチンコへ行っていた、そんなような悲しい事件もあるわけでございます。

虐待は、子育ての悩みを初め、親自身の成育歴、近隣や親族からの孤立や人間関係のトラブル、経済的困窮、就労問題、本人または家族の疾病や介護など、生活上のさまざまな要因が複雑に絡んで引き起こされる場合が多く、加害者自身も苦しんでいる場合があります。

これらの問題を一つの機関だけで解決していくことは困難であり、関係機関が情報や認識を共有しながら一体となって連携し、問題を解決していくことがとても大切です。

児童虐待防止については、周囲の人々ができるだけ早く気づいて、知らせて、地域全体で

子供たちを虐待から見守っていく姿勢が大切であると考えます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ありがとうございます。

2月8日の中日新聞の報道によれば、政府は1カ月以内に全ての虐待事案の緊急安全確認を行うとともに、通告先の情報を提供しない新ルールや児童相談所の体制強化を加速すると決めたそうであります。

また、国連の子どもの権利委員会は、2月7日、日本で虐待が頻発に起きていることに対し、日本政府に対策強化を求めました。

とにかく、日本全国はもちろんであります。特にこの弥富から虐待で死ぬ子が絶対出ないように、関係者初め、市民皆さんの目で見えていけるようになることを願って私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩とします。再開は11時ちょうどとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時49分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この後、質問の三宮議員から配付資料の依頼がありましたので、これを認め、各位のお手元に既にお配りをしておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、三宮十五郎議員。

○8番（三宮十五郎君） 皆さん、おはようございます。

私は、きょうは大きくは2件にわたって質問させていただきます。

最初の質問で、国民健康保険税の引き下げを求める質問をさせていただきます。

お手元に配付させていただきました資料について、簡単に最初に説明させていただきます。

大きくないほうのA4判の裏表ですが、片側に知事会が公費拡充国に要求、全国知事会は国に対して1兆円公費投入を求めているということで、前の全国知事会社会保障常任委員長の現在の栃木県知事でもございますが、福田富一さんの週刊刊行物にインタビューされた記事が載っております。その裏側には、全国の国民健康保険関係者、当然は今、昨年のごとくでございますので、知事会だとか、市長会とか、町村会だとか、そういう関係者が一同のもとに、国に対して、現在の制度を安定したものにするをを求める決議でございますが、昨年の11月16日に行われております。第1に、医療保険制度の一本化を早期に実現することというふうに求めておりますが、それはもう一枚のB4の片面の資料、「国保料安くなる」。弥富市は国保税という呼び方をしておりますが、大都市では多くが国保料という言い方をして



おります。一定の収入を条件にいたしまして、国民健康保険の今の制度で試算した金額と、それから協会けんぽ、要するに中小企業が入っております社会保険ですね、この保険料との比較、それから均等割・平等割を除くとほぼそれに近いものになるということで、国民健康保険と、ほかの社会保険の統合というのは、こういう不平等をなくしてという知事会など、あるいは市長会や町村会も一緒になって、そういう方向性を目指してくださっているわけですが、均等割・平等割を除くと、ほぼそれに近いものになるという試算をして、一日も早くそういう方向に国民的な運動で変えていこうという、私ども日本共産党の提案を試算して発表したものでございます。

弥富市は愛知県の54市町村のうち、年収400万円4人世帯というところでは26番目でありまして、真ん中よりやや低いぐらいの状態。それから、240万円の単身者では22番目で真ん中よりやや高いところ、それから年金夫婦世帯でいうと25番目で真ん中よりやや低いというふうになっておりますから、参考に後でよく目を通していただくと、今の知事会の要求がよくわかると思いますので、よろしく願いいたします。

さて、市長のさきの施政方針でも、いずれ激変緩和政策などがなくなると、税率の改正も必要になるという発言がされておりますが、基本的には私は、市の立場としましては、こういう知事会の国に対する要望、当然、市長会としても一緒になってやったださっているわけですが、そういう立場で将来的な、そんなに先ではなくて近い将来の問題として、制度の一本化とあわせて、弥富市の場合でも、協会けんぽに比べて、たしか一番左側の26番目ですが、負担が1.63倍ですよ、同じ収入で。そういう状況になっておりますし、一番高い高浜市でいきますと1.97倍ということは、2倍近い負担を同じ収入でしなければならない。これは、国民健康保険の加入者が現在は無職の人と、年金暮らしの人と、それから非正規労働者の人が非常にふえておまして、私が議員になったのは昭和43年ですが、当時は農家も自営業者も大変元気で、かなりの所得もありまして、そういう中でも実際に医療費で保険で支出2分の1は国が負担をすとか、あるいは事務費補助金なども交付をされていたわけですが、いつの間にかどんどんそれが下げられてきた中で、こういう差が生まれて一本化ということ、知事会、あるいは市長会、町村長会、地方六団体が一体になって国に改善を求めておりますので、この立場は私は市として堅持していただきたいと思いますが、まず最初に御答弁いただきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） おはようございます。

議員の言われるとおり、国民健康保険は、社会保険制度の拡大によって、一定の収入のある方の国保加入者が被用者保険に移行されることや、定年の延長により国民健康保険に加入する年齢が引き上がるなど、被保険者数が減少しております。さらに、国からは法定外繰入

の削減を求められ、繰越金から基金を積める状況にあっても、県への納付金の今後の状況を考えると厳しい状況といえます。

当市といたしましても、今までと同様、さまざまな機会を捉え、国や県に対して、国保財政の現状と公費の増加を要望してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） ぜひそういう立場で、知事会と歩調を合わせて、日本中の国保加入を抱えております市町村、そして今、財政運営の中心になっております知事会もそういう方向を目指しておりますので、市長会の中でも頑張っていたきたいということを申し上げて、その次の、愛知県はかつて、法定外負担、法律に定めのない市町村の国民健康保険に対する支援を最大年間28億円しておりました。それを途中からどんどん少なくして、最後のときにはこんな程度の補助では意味がないから廃止すると言って廃止をしております。国に対しては、とてもやっていけないから応援せよということをおっしゃってありますが、財政力が全国で東京都に続いて2番目の愛知県が、かなりの都道府県も支援をしておりますので、一定の支援をして市町村を助けるということについては、住民福祉の向上は当然県も、それから市町村も、それぞれ一翼を担っておるわけでございますので、そういう立場で、今、多くの市町村が、結局、国保会計が大変だということで、やむを得ず一般会計から負担しておるわけですが、県も一定の役割を果たしていただくことについて、以前やっていたことでもございますので、ぜひ復活を求めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 今年度から制度の仕組みが変わりまして、国や県の広域分については、保険事業費納付金の算定の中でまとめられて計算がされております。平成31年度で県の納付金算定時の数字を弥富市ベースに換算し、特別会計からの保険基盤安定を加味した場合、保険給付費のうち支払基金を含む国の負担が55.238%、平成30年度は55.314%であります。県の負担が、激変緩和を含め14.542%、平成30年度は14.129%でありまして、合わせて約69.78%の公費が投入されておまして、平成30年度の69.443%と比べ、若干増加しておる現状でございます。

弥富市といたしましても、県からの補助の継続を要望しつつ、さまざまな課題に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 今、部長のほうからお話があったのは、いずれも法律で定められた県の負担や国の負担であり、行政の負担でございますので、法律に定めのない国民健康保険税の値下げができる、かなり知事会の要求、全国の国保にかかわっている各団体の要請からいって、まだ差があるわけでありまして、愛知県の豊かな財政力を生かして、強くそうい

う独自の負担をかつてしていたわけでありますので、復活を強く求めていただきたいと思います。

続きまして、いずれにいたしましても、それは相手があることでありますので、きょう言っ  
て来年解決するとか、そういう単純なものではありませんが、それ以前の市としての十分な支援を求めたいと思います。

30年度分の納付金と、必要な国保税調定額と実収入の見込み、1人当たりの財源区分等について、少し立ち入って説明をいただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 平成30年度の国民健康保険事業費納付金は、一般分  
で12億298万3,803円となっております。平成30年度決算見込み額を被保険者1人当たり  
（平成29年度末被保険者数）で換算いたしますと、納付金相当額は13万887円となります。  
保険基盤安定等の繰入金相当額2万6,386円と国保税10万2,580円を差し引いた被保険者1人  
当たりの納付金との差額、一般分の法定外繰入金相当額は1,921円となっております。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 私は、市の法定外繰入金が、30年度でいいますと、1人当たり  
9,191円、1億円相当が出されておりますので、かなり減額のために役立っておるかと思  
いましたら、聞いてみますと、これは出産育児一時金の3分の1だとか、葬祭費などの法定外  
繰入で賄っているものもあって、実際に国保税を下げたためということであると、今、  
言った1人当たり1,921円。引き下げということを用いて、法定外繰り入れをしなければ、  
これが保険税に上乗せされるわけですから、それなりの引き下げ効果はあると思うんです  
が、実際に引き下げのためということで、国が市町村に仕事をさせている範囲でいうと、そ  
ういうまだ現実に負担する割合が、法定外繰り入れをせざるを得ないような状況があるとい  
うことと、31年度につきましては、税率の改正はされないというふうに現在の予算書や議  
会に提案されたものを見ますと、そうだと思いますが、引き続き値上げをしないための努  
力をするようにしていただくか、御答弁いただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 平成31年度の国民健康保険事業費納付金は、一般  
分で11億8,148万360円となっており、平成30年度と比較すると2,150万3,443円の減額とな  
っております。新年度予算額を被保険者1人当たり（平成30年12月末被保険者数）で換算する  
と、納付金相当額が13万4,228円、保険基盤安定等の繰入金相当額2万7,467円と国保税10万  
5,572円を差し引いた被保険者1人当たりの納付金との差額は1,189円となっております。

被保険者数の減少によって保険給付費は減少していますが、1人当たりの保険給付費は  
年々増加をしております。

差額通知で後発医薬品に切りかえるよう勧奨を行うこと、若い方を対象に気軽に健診を受けることができる「スマホドック」や運動療法士による運動教室を行うなどさまざまな事業を行い、医療費を抑制してまいります。

また、納期限が過ぎた早い段階での電話督促や訪問等により納付相談を行い、収納率の向上に努めてまいります。

その他国保財源で賄わなければならない事業もありますが、一般会計からの法定外の繰り入れを、議員のおっしゃったとおり8,000万円とし、今年度の税率改正は行わないことといたしました。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 加入者がどんどん今、減っていく状態の中で、ただ額として、1人当たりになると減額になっておりますが、なるべく必要な額を繰り入れて、値上げしない努力を引き続いて続けていただくことを求めて、次の質問に移らせていただきます。

実は、弥富市の国民健康保険の減免基準につきましては、生活保護基準の1.3倍以内というふうになっておりますが、減免基準をみんなにわかりやすい合理的なものにされることを求めます。

昨年の決算審査の中でも、実際に生活保護世帯の人たちが、生活保護を受けている状態で働いている人たちが手にすることができる生活費に使われるお金と、この生活保護基準の1.3倍以内という基準とが、必ずしも実態に合ったものになっていない。特に生活保護を受けている人たちは税金も払わなくてもいいし、それから国民健康保険税も払わなくてもいいと、あるいは介護保険料も払わなくてもいい。こういう状況でありますので、一定の基準を決めて、その1.何倍と決めても、そういう負担をした場合には、基準より下がる場合があって、受けられない事例もございます。

加えて、生活保護を受けている人たち、例えば通常の協会けんぽに入っている人たちに対する対応は、将来の自立の可能性も大切にすることから、社会保険料、通常健康保険と年金のほう、両方の支払いは収入がなかったものとして控除する仕組みがあります。そういうことを考えますと、生活保護を受けていない人たちが実際に使えるお金は、生活保護世帯よりも少ないという事例がたくさん出てきますので、そういう生活保護よりも少ない状態の人が減免基準を受けられないというようなことになると、法のもとの平等を損ないますので、ぜひこれは改正を進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 生活保護基準の国民健康保険税、国民健康保険一部負担金等の減免につきましては、生活保護の要否判定基準が生活保護を受給している方の収入判定とは隔たりがございます。現行の制度を継続してまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 現行の制度は、今、私が言ったような控除は一切認めていないんですよね。医療費もそうですし、それからもう一つは社会保険料や税金。こういうものを引いたら、実際に使えるお金が、生活保護を受けている人に比べて受けていない人が少なくなると。今、部長がおっしゃられたように、保護を受けるときは、その基準自身が働いている人についていうと一定の制約があつて、そのときでも低いわけではありますが、同時に今言ったように税負担だとか、そういうものを考慮に実際に使えるお金が少ない状態が発生しておるということを考えると、これは法もとの平等ということを考えると、現にその人と同じような状況で生活保護を受けている人が受けている範囲のものは、私は減免基準の対象にすべきだと思いますので、押し問答する気はありませんが、これはさきの決算委員会でも副市長のほうから、検討する必要があるという答弁があつたわけですので、しないという答弁は、私は副市長のその当時の答弁に対して違つていると思いますが、いかがですか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 世帯主や被保険者の死亡、重大な障がい、長期入院、事業の休廃止や失業により収入が激減した場合の減免について生活保護基準をもととしているのは、他市では導入されていない弥富市独自の拡充された制度でございます。

国保税の減免は、給与収入がある場合、給与月額10%、上限が1万3,500円を控除した金額が生活保護基準と比べて、所得の激減では100分の130以下、市長が特に定めた場合は100分の110以下で減免をいたします。

三宮議員が言われる生活保護要否判定の計算、給与月額から社会保険料や厚生年金等自己負担分と基礎控除額を引いたものを用いることは、現状より控除する額がふえることとなります。生活保護の要否判定と国保税の減免の要件では、認められる預金額や制約等要件に違いがございます。例えば不動産では、生活保護要否判定では基本的に売却、国保の減免では売却は不要でございます。また、車・バイクにつきましても、生活保護要否判定では基本売却、国保の減免では売却は不要でございます。預金につきましても、生活保護法最低生活費の半分、生保受給者はおおむね100万円以上預金ができたら廃止となりますが、国保税減免では生活保護法最低生活費の6カ月分、市長が認めた減免の場合のみ、所得の激減の場合には預金の制限なしというような定めもございます。

また、所得の激減により減免制度に生活保護基準を導入しているのは、他市にはございません。制度の判定の基準が異なることを踏まえまして、減免制度をあわせることは整合性がとれないと考えております。こうしたことから、現状の方法を継続していくことが適切だと考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 現に生活保護を受けている人よりも暮らしのために使える収入が低いというのは、健康で文化的な最低生活保障した憲法や、そういうものに完全に私は違反すると思います。そういうことから、市町村にはそれぞれの制度に沿った減免基準があるわけですが、今の部長の説明だと、憲法の趣旨や、生活保護よりも実際に低い収入で暮らしていく中でさらに大きい負担をされ、それからもう一つは資産を売却と言いましたが、少なくとも通常の分譲住宅程度の生活に要する資産を売却するとか、そういうことは一切ございませんし、鍋田干拓でも、鍋田干拓の、特別に豪邸を持っておる人はどうか知りませんが、普通の住宅に住んでおる人たちに生活保護を受ける状況で売却なんていうことは一切やっておりませんね。現状のそういう生活保護を受けておる人たちの状況から見て、国自身も、生活保護を受けていない人で、実際には生活保護基準以下の人が3倍から4倍おるといふうに言っておるわけで、その人たちの健康で文化的な最低生活の保障というのは市町村の責務だということを申し上げて、次の質問に移ります。

次は、国からの生活保護基準以下の者に対する滞納理由とする差し押さえをしないように求められることは御承知のことだと思いますが、この基準だって実際に現実の生活保護基準以下の人を対象にすべきだと思いますが、今、部長がおっしゃられたような基準でやられるつもりですか、御答弁ください。

○議長（堀岡敏喜君） 服部収納課長。

○収納課長（服部朋夫君） お答えさせていただきます。

差し押さえ、滞納処分の停止とともに、法律に基づき適正に執行しております。差し押さえを含めて滞納処分を行う上で重要なのが、滞納者の現在の状況となります。差し押さえの予告書を発送する前には、2度以上、催告書をお送りいたしまして、催告書には全額納付が困難な方は納税相談に応じる旨等を記載するなどして、来庁・連絡をお待ちして、御本人に今現在の生活状況を確認することにより、今後も含めた経済状況の把握に努めております。

滞納処分の停止につきましても、生活保護費受給者の方は当然ですが、それ以外の方も財産調査を行った上で、滞納処分ができる財産がなく、将来にわたり回収の見込みが明らかでない方は、「滞納処分ができる財産なし」「生活困窮のおそれあり」の理由で滞納処分の停止をさせていただいております。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 本市の場合、その際に不動産のある者、住宅がある者などについては、現実に生活保護以下の生活状況以下であっても滞納処分の停止は基本的にやっていませんよね。生活保護の人が受けられる状態以下のものについては、国自身も生活保護基準以下のものについて差し押さえの禁止を求めていますので、それに沿って現実を見てきちんと把握して対応するということが喫緊の課題で、非常に滞納の割合が国民健康保険税は収入に

比べて高い負担になっておりますので、あつて苦勞しておりますから、ここはそういう人たちをきちんと精算して立ち直らせていくという上でも、いつまでも引っ張るといふようなやり方じゃない手だてをとる必要があると思ひますが、その点ではいかがですか。

○議長（堀岡敏喜君） 服部収納課長。

○収納課長（服部朋夫君） お答えさせていただきます。

自宅等というものが差し押さえ禁止財産になっておりませんということも踏まえて、租税負担の公平性を実現する立場から考え、停止をかけるということは、市の財産を放棄するということの関連もございますので、処分することが可能な財産をお持ちの滞納者の方の停止に関しては、今後も慎重に進めていきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 税収の公平性だとかいろいろ言われますが、一番土台は、生活保護を受けている人たちが、自分の生活のための住居については売却しなくてもいいという状態で、全国的にこれは実施されております。そしたら、それと同等の人たちについては、同じような対応をするのがごく当たり前の話でありますので、財産があるからだめだという一方的な理由で、だからその辺についてはきちんと精査して対応することを強く求めて、次の質問に移らせていただきます。

次は、中学2年生の広島研修についてお尋ねします。

さきに永井議員が、現状、実情等について質問したことに対して、教育長のほうから実態を生々しくお伝えいただいたわけでありましたが、私は特にきょうは、この広島研修を通じて、中学生が人として成長し、学校経営の中で広島研修がどういふ役割を果たしているかということについて、教育長にお尋ねいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） お答えします。

中学校の教育課程には、各学年週2時間、年間70時間の総合的な学習の時間があります。この総合的な学習の時間は、各学校の裁量で主題を定めて進めるので、学校経営面で重要な役割を果たしています。

市内3中学校では、各学年でテーマを決めて、主体的・対話的に学ぶことで、実践力のある生徒の育成や、生涯を通して共存・共栄できる生徒の育成などを目指しています。テーマは、例えば「自然教室」「環境教育」「安全教育」「キャリア教育」「進路学習」「防災教育」「福祉実践教室」等で、体験を伴って行うのが一般的です。

そして、弥富市では、平和都市宣言の具現化として、中学2年生の総合的な学習のテーマのとして「平和・人権教育」を約5カ月間学習します。その集大成が広島研修と位置づけています。この体験学習を通して、命のとうとさを理解し、人間尊重の精神を生かして、自他を

大切にすることを育んでいきます。

また、平和な世界の実現に向けて、自分たちにできることを考えます。最も難しいと言われる中学2年生の多感な時期に命について、平和について、戦争について、家族についてなど真剣に考えさせる時間を設けることは、人としての成長に大きく寄与するものと教育関係者は実感しています。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 先日、弥富北中の卒業式に、私や北中校区の議員の皆さん、また教育長も市長も参加されました。そこで、校長先生の告辞は、大変私はびっくりしました。広島に行って、本当に子供たちが変わっていることや、平和公園で「HEIWAの鐘」の歌を全員で合唱したことに対して、期せずして聴衆から拍手が、そこにいた人たちから大変な拍手が寄せられるとか、子供の変化や、そういうことを通じて、大変多くのものを学ばせてもらったという校長の祝辞がございました。

これは、この8年間の関係者の皆さんの努力があると同時に、最初、第1回の広島研修が平成23年に行われたわけでありますが、その翌年の1月号の「広報やとみ」にボランティアガイドで参加した人たちから、弥富の生徒たちの学ぶという態度に感動しましたと。弥富の人たちの弥富市や教育関係者、生徒たちの努力が見えて、難しい年ごろの子供たちに話をするのは、初めてのボランティアガイドで、幼稚園の先生だった人が、御恩返しにやりたいということでやり出したんですが、どうしようかと思って悩んでいたんですが、そんな悩みを吹っ飛ばしたというお礼の手紙を寄せられて、市広報に掲載をされたことがあります。私はこれを見て、実は今、広島の人たちも、戦争体験や原爆の体験を伝えるということに大変御苦労されている。そこへ非常にしっかり時間をかけて事前学習もする、そして事後のいろんな対応もするという通じて、私たちの言いたいことを真剣に聞いてくれる、みんなが状態に来てくれるということについてお礼の手紙が来ておりますが、今、I CANがノーベル平和賞をもらい、国連総会でも核兵器の禁止条約が総会としては可決されて、その批准に向けての運動が世界中に広がっておりますが、先日はアメリカの首都ワシントン市でも、全会一致でアメリカ合衆国政府が、連邦議会が批准をして署名するようという意見書を決議する。とにかく、広島・長崎を初めとする被爆者の皆さんや、その平和首長会の皆さんが、大きな努力を重ねて、今日の核兵器を、相当の国が持っている状態のもとで、一日も早く廃止して、ああいう戦禍にかかわることのないようにしようという動きが日を追って広がっております。それにしても、戦争体験を伝えるというのは非常に難しい問題で、よく私も、同じ年配だったり、もっと下の長く先生を勤められてきた方ともお話をすることがありますが、なかなか若い人たちに、子供たちに平和についてきちんと教えてあげることができなかったというふうに言っておられるわけでありますが、実は弥富市の時間をかけた広島研修



というのは、そういう人たちの思いも生かす、同時に被爆者の地、そしていまだに平和公園なんかにはたくさん人骨も埋まっているそうでございますが、そういうところで多くの人に伝えたいと思っている人たちの心を動かし励ます、そしてお互いの心が通う、このことが実は広島研修で生徒たちが変わっていく大きな力になっている、勉強したいという気持ちで行く、そしてそのことに感動してまたいろいろ対応してくださる、お互いの気持ちが本気で通い合う、こういう場所が広島研修だというふうに思いますが、この貴重な体験は、私は弥富モデルとして次の世代にしっかり引き継いでいくことが必要だと思いますが、教育長の見解をお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 昨年の広島研修第1期生に、成人式で広島研修その後のアンケートを実施しました。80人が回答してくれました。その8割が、広島研修で自分の意識が生きていく上で変わったと答えています。命について、平和について、戦争について、家族について意識が変わったと答えています。一番多かったのは、恒久平和を強く願うようになったという解答です。

また、再度広島を訪れた人が2割いました。中学校卒業後、市外の友達に広島のことを話し伝えた人も2割いました。

このように、広島研修を体験したおのおのが、それぞれの考え方のもと、平和に対する気持ちが根づいていると思います。きっと中学校卒業後も、毎年ニュース等で流れる広島・長崎の原爆慰霊祭、終戦記念日等を見て、年齢を重ねるごとに思い返すと思います。これは教室ではなく、現地研修だからこそ、毎年思い返し、平和や命のとうとさを、その都度考えると思います。今後も、広島研修は続けていきたいと思っています。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 市長にお伺いいたしますが、学校教育や市民の暮らしに大きな変化を伴う制度の改変については、当事者との事前の協議や合意を伴うことが当然求められます。市民に開かれた、市民とともに歩むという立場を貫いていただきたいと思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 御答弁申し上げます。

本市には、南海トラフ大地震に備える喫緊の課題である防災対策、少子・高齢社会の到来とともに、経年ごとに支出の増加が予想される社会保障費など、将来にわたって本市には課題が山積しております。

広島研修実施に当たりましては、戦争体験の語り部の方に来校を願うことや映画などの代替による平和教育もあるのではないかと検討し、また逡巡をしまりました。しかしなが

ら、弥富市の将来への種まきと言える学校教育の中心事業については、より一層、広く市民の皆様の声に耳を傾けて判断してまいります。

先ほど三宮議員のほうから、「広報やとみ」というようなお話がございました。8年間たつ事業でございます。それぞれ行かれた生徒さんは感想文を書かれております。そのような感想文を市の広報で1件ずつ紹介してはどうかというような案を今、企画のほうで上げているところでございます。これには生徒さんの御了解が当然要るわけでございますので、すぐに対応することはできないわけでございますが、そういった面も、市民の皆様にも、このような事業のすばらしさを認めてもらいたい、知ってもらいたいということで当たってまいりたいと思っております。

議員から御指摘いただいたように、今後、教育や市民生活に大きな影響のある事業の取り扱いにつきましては、計画的かつ慎重に判断していきたいと考えております。弥富市長としてリーダーシップを大切にしながら、市民の皆様のために市政運営に今後も勤めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 実は、きのうからけさにかけて少なくない市民の皆さんから、市長のほうから、いろんな予算を削ったけれども、復活させますのでというお話を伺っているという、一体どうなっているんだという市民の方からの連絡が何件がございました。これにつきましては、今、議長や市幹部と調整されていると思いますが、この予算のかなり大規模な訂正につきましては、議会の承認を得なければ、日程にのせることもできないし、また議会の承認を通じて、初めてできることでございます。それを市長が各自治会の総会の挨拶の中で、そういう趣旨のことを述べられたとか、あるいはある団体の会合の中でおっしゃられたとかということでは、こういう大きな問題を、しかも当初予算のかなり大幅な訂正をするというようなことは、私も昭和43年から議員をやらせていただいて、何代も町長、市長と、あるいは当初予算の審査にかかわってききましたが、初めてであります。前代未聞のことであり、また周辺でも、これでも大きな予算の修正ということについては、訂正ということについては聞いたことはありませんが、しかしこれはきちんと手続を踏んで、そして議会の議決を伴う案件でございますので、そういう形で処理をする。私たちも、この間、市長選挙をやったばかりでありますから、本来は性質からいうと不信任にも相当するような問題でもあるというふうに思いますが。ただ、市民生活を混乱させたり、市民に迷惑をかけるようなことはあってはならないという立場で、この問題についてはきちんと議会としても対応が必要だと考えております。ただ、市長自身が、この問題は、悪かったから直せばいいという問題意識ではなくて、当社予算の編成に当たって、そういう大幅な訂正をしなきゃいかんような事態を招いたということについては、どう自分の責任を明らかにし、決意を明らかにし、そして

市民や職員の方に不明をおわびすると、こういうことがなければ、私は本気で市民や職員の皆さんが市長を支えて頑張っていこう、いいまちにしようとはなかなかかなりづらと思いますので、そういう性質の問題だということについて市長自身がお考えになっておられるかお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） このたびの予算編成につきましては、本当に私の勉強不足、認識不足でございます。こういったことが許されるということは思っておりませんで、しっかりと市民サービス低下を招くことのないように、市民の皆様におわびをし、また議会の皆様、職員の皆様にもおわびをしながら市政運営に当たってまいりたいと思います。まことに申しわけございませんでした。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 今、市長から、市民や職員や議員の皆さんにもと言われましたが、市長が本気で反省しておるということのみずから示されることを強く求め、一日も早くこうした問題を当局と議会、市民が一体になって漸進的に解決される方向に進まれることを強く要請して、質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後1時ちょうどとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時49分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、炭竈ふく代議員。

○13番（炭竈ふく代君） 13番 炭竈ふく代でございます。

通告に従いまして、1点目に不育症対策についてお伺いをいたします。

不育症とは、2回以上の流産や死産、また早期新生児死亡、これは生後1週間以内の赤ちゃんの死亡をいいますが、こうしたことを繰り返して、結果的に子供を持たないことと定義されています。つまり、女性が妊娠しても、流産や死産を繰り返す病気を不育症といいます。流産の確率は、年齢とともに上がるため、晩婚や晩産化が進む近年では、深刻な問題の一つであります。

そこで初めに、不育症について、本市ではどのような認識をお持ちなのか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田健康推進課長。

○健康推進課長（飯田宏基君） お答えいたします。

不育症とは、議員の御質問の中にもあったように、妊娠22週以前に流産を繰り返す習慣流産、あるいは反復流産に加え、妊娠22週以降の死産や生後1週間以内の新生児死亡を繰り返す場合も含めて定義されており、こうした症状を抱えた子供を産み育てたいと切望する夫婦、特に母親となる女性にとって、精神的・肉体的な苦痛は、はかり知れないと感じざるを得ません。

よって、本市としましては、ますます進む少子化社会への対応策として、国はもとより地方自治体としても取り組まなければならない課題の一つであると認識をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 厚生労働省の実態調査では、流産は妊娠の10%から20%の頻度で起こると言われています。流産を繰り返す不育症患者は、全国で約140万人、毎年約3万人が新たに発症し、妊娠した女性の16人に1人が不育症であると言われております。本市においても、このように不育症に悩む方は少なくないと考えます。

そこでお伺いをいたします。

本市において不育症と診断された方の人数など把握をされているのでしょうか、わかるようでしたらお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田健康推進課長。

○健康推進課長（飯田宏基君） お答えいたします。

不育症と診断された方が保健センターの窓口や電話などで相談されることはほとんどありません。また、産婦人科など医療機関からの情報提供もありませんので、不育症の方が市内に何人見えるかは、把握しておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 不育症の原因については、染色体異常、子宮形態の異常、血液が固まりやすく胎児に栄養が行き届かないことなどが上げられますが、多くは不明とされています。しかし、厚生労働省研究班によりますと、適切な検査や治療によって、80%以上の方が出産にたどり着けると報告をされております。流産の原因となる血栓症や塞栓症に対する治療及び予防のために行う在宅自己注射に用いるヘパリンカルシウム製剤は、平成24年1月から保険適用となり、不育症に悩む女性や家族にとって朗報となりました。しかしながら、不育症治療の多くは保険適用外のため、多額の費用負担に不安を抱え、治療を断念せざるを得ない患者さんもいらっしゃるということでございます。

また、不妊症と比べ、いまだ不育症を知らない人が多く、流産、死産したことによって心身ともに大きなダメージを受け、苦しむ女性の4割は、強い心のストレスを抱えたままであると言われます。厚生労働省は平成23年度、不育症の相談マニュアルを作成し、自治体に配付したとあります。そして、平成24年10月に、全国の相談窓口の一覧表を公開いたしました。

都道府県ごとに不育症相談窓口が設置され、63カ所で不育症の相談が可能になったとあります。

本市は、ただいま御答弁で不育症の方が何人お見えになるかということとは把握はされていないということでございますが、流産や死産を繰り返すことで、心身ともにダメージを受けストレスを抱えたままの患者さんにとって、身近で気軽に相談できる窓口体制の充実が必要であると考えます。

そこで、本市における相談窓口と周知啓発をどのように行っていくのか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田健康推進課長。

○健康推進課長（飯田宏基君） お答えいたします。

不育症の方は、通院している医療機関などに直接相談されていると思いますし、保健センターでは医療的なアドバイスが難しいため、専門的な窓口は設けておりませんが、相談があれば丁寧にお話をお聞きし、県が名古屋大学医学部附属病院に委託をしております愛知県不妊・不育専門相談センター等を紹介するなどの対応をしております。

また、本市としては、これまで不育症相談についての情報発信をしておりませんでしたので、我々職員も改めて不育症について知識を深めるとともに、市のホームページに関連ページを作成して、行政も関心を持って見守っていることを周知していきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 不育症に悩む方に対し、正確な情報を提供し、心理的な相談であったり、医学的な相談を行い、患者支援の取り組みを行っていくことが必要であると思いますので、周知のほうもどうかよろしくお伺いをいたします。

また、不育症の方の検査や治療の多くが保険が適用されておりません。そこで、患者支援として、経済的負担軽減を図り、治療を受けやすくする不育症の治療費助成制度について、本市のお考えをお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田健康推進課長。

○健康推進課長（飯田宏基君） お答えいたします。

不育症治療費の助成についてですが、県内では平成30年度に4市町が実施されており、海部地区でも平成31年度から愛西市が助成を始めるとの報道がなされております。

おっしゃるとおり、不育治療にかかる経済的負担も非常に大きく、お子様を諦める方もいるとお聞きしておりますので、市としては将来的に取り組むべき事業として調査・研究してまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 不育症の助成制度、全国初で導入されたのは岡山県の真庭市です。

2010年の4月から、年間上限30万の助成を行っています。これは、NHKなど全国放送もされました。その後、不育症の治療助成制度を導入する自治体がふえてきております。ただいま健康推進課長の御答弁にもございましたが、県内では瀬戸市、小牧市、東海市、東郷町が実施をされています。また、愛西市が31年度から助成制度を開始されるとのことでございます。

不育症を知ること、適正な検査や治療をすれば、多くの命を守ることができます。どうか少子化対策の一環として、不育症で悩んでいる方々への支援を切に要望するとともに、今後とも前向きに御検討を重ねていただきますことを申し上げまして、次の質問に入ります。

2点目に、胃がん予防対策として、特に中学生へのピロリ菌検査についてお尋ねをいたします。

今や、2人に1人ががんにかかると言われております。特に胃がんは、日本人のがん発症部位の上位であり、男性では死亡率のトップであります。胃がんの主な原因とされるピロリ菌は、主に5歳ぐらいいまでに感染をし、胃の中にずっと住み続けるらせん形の細菌で、症状がなく、放っておけば、胃の粘膜が薄くなって、胃潰瘍や十二指腸潰瘍、そして胃がんに影響があると言われております。これらは除菌をすれば、発生を抑制することが可能です。

胃がん予防に関しては、早期発見・早期治療に向け、ピロリ菌検査の導入をと、平成29年の3月議会で質問させていただきました。がん対策について担当課には、受診率向上に向け、これまでもさまざまな取り組みで市民の健康を考えていただいております。その中で、昨年7月からは集団検診に胃がんリスク検診が導入されました。20歳から65歳の方を対象に、血液検査によるピロリ菌抗体検査、ペプシノゲン検査を生涯1回限り、1,000円で受診していただくことができます。

そこで、初めにお伺いをいたします。

今回導入をされました集団検診での胃がんリスク検診を受診された方の人数を世代別にお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田健康推進課長。

○健康推進課長（飯田宏基君） お答えいたします。

平成30年度に保健センター及び十四山総合福祉センターで7月から1月までに実施しました集団検診での胃がんリスク検診の受診者数は、男性54人、女性105人の合計159人です。

年齢別の内訳は、20代が1人、30代が25人、40代が54人、50代が46人、60代が33人となっており、うち精密検査対象者が29人となっております。

今回は、検査実施の初年度ということとPR不足もありまして受診者数が伸びませんでしたので、来年度は個別通知をしております、がん検診等受診券にもわかりやすく表記をし、受診者数の増加に努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） どうかよろしく願いをいたします。

続きまして、中学生へのピロリ菌検査についてお尋ねをいたします。

ピロリ菌について、WHOの国際がん研究機関は、胃がんの約8割はピロリ菌感染が原因として、各国に胃がん予防のため対策を検討するように求めております。また、予防には、萎縮の少ない若い世代で除菌することがより重要であるとされています。

私は、平成28年6月議会的一般質問におきまして、中学生を対象としたピロリ菌検査の先進事例として、全国初の大阪府高槻市や兵庫県篠山市、岡山県真庭市などを紹介させていただき、本市への検査導入を要望いたしました。しかし、市側からは、中学生へのピロリ菌検査は考えていないとの答弁でございました。しかし、その後も全国の市町村には導入が広がっています。

三重県松阪市では、今年度から市内在住の中学3年生で、検査を希望し、本人と保護者が同意した方を対象に、学校検尿の尿を使ってピロリ菌検査を開始しています。また、県内では知多市が導入をされ、さらに蒲郡市では平成29年度から採血による検査が行われています。

WHO世界保健機関での専門組織や国際がん研究機関においても、胃がん対策はピロリ菌に重点を置くべきだと発表しております。また、国内の専門家も、ピロリ菌感染予防や治療に向けた指針で、中学生ら若い年齢層での検査が特に重要であると指摘をされております。

中学生を対象に行うことで、生徒にピロリ菌の感染リスクや除菌の有効性について正しい知識を身につけてもらうことができると思います。そして、そのことから親世代への意識啓発にもつながり、胃がん予防検診への意識が高まることも期待できるのではと考えます。

そこでお伺いをいたします。

本市における中学生へのピロリ菌検査導入について、再度、御見解をお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田健康推進課長。

○健康推進課長（飯田宏基君） お答えいたします。

中学校では、学校保健衛生法に基づいて、毎年、健康診断を実施し、生徒の健康管理に努めていただいております。また、がん予防の効果を高めるための取り組みとして、中学生を対象にピロリ菌検査を導入する自治体がふえつつあるのは、御指摘のとおりであります。

ただし、本市としては、ピロリ菌の除菌に抗生物質が使用されることから、健康被害等を注視しなければならないことに加え、日本小児栄養消化器肝臓学会が昨年11月に公表しました指針で、ピロリ菌の除去は、成人では胃がんのリスクを低下させるが、小児では科学的根拠はないと指摘しており、無症状の子供への検査と除菌は、欧米の指針では推奨されていないことや、胃がんになるリスクの高い重い胃粘膜萎縮は、子供では基本的にないことから、中学生を含む小児に一律に検査と除菌を行うことは推奨できないとしておりますので、現時

点では中学生への検査導入は考えておりません。今後は、先進地の状況を研究しつつ、方向性を探っていきたいと考えております。

その一方で、ピロリ菌の除去治療を受けた年齢が高くなるほど、胃がん発症の予防効果が低下していくことや、20代から30代までに除菌ができれば、ほぼ100%近く胃がんが抑制でき、一度除菌をすれば再感染することはほぼないと言われておりますので、本市としては今後も20歳からの胃がんリスク検診を推進していきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 次に、学校におけるがん教育についてお尋ねをいたします。

文部科学省は、平成18年に成立したがん対策基本法のもと、平成24年、政府が作成したがん対策推進基本計画において、子供に対しては、健康と命の大切さについて学び、みずからの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識を持つよう教育することを目指し、学校での教育のあり方を含め、健康教育全体の中でがん教育をどのようにすべきか検討し、検討結果に基づく教育活動の実施を目標とすることとされています。また、平成29年度における全国でのがん教育の実施状況についての調査結果も公表されています。

がん教育については、文部科学省が学習指導要領に位置づけ、各学校で授業が行われるよう全国展開が進められているということです。

そこでお伺いをいたします。

本市では、学校におけるがん教育についてどう取り組まれているのか、現状をお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） 学校におけるがん教育についての取り組みの現状について、御答弁させていただきます。

現在、日本人の2人に1人ががんになると言われており、がんは克服しなければならない代表的な疾病の一つとなっています。この流れを受け、学校教育でも、がん教育の取り組みを進めることが重要となってきました。現在、市内の各小・中学校では、保健学習や学級活動、そして道徳を中心に指導を進めています。例えば保健学習では、健康の保持増進、生活習慣病の内容に含めて取り扱っています。

がん教育は、家庭や地域と連携を図りながら、学校の教育活動全体で取り組んでいくことが大切です。また、発達段階に応じて児童・生徒の理解の度合いに合わせて指導していくことも重要です。そして、忘れてならないのが、がんと闘っている児童・生徒がいる場合や家族にがん患者が見える場合などです。そのような点にも配慮しつつ、子供たちに寄り添った指導が求められます。そこで道徳では、思いやりや助け合いなどの観点から、自分と異なる



悩みを抱える人たちとの接し方などについて考える機会を持っています。

地域がん診療連携拠点病院の指定を受けております海南病院が、がん教育への支援に取り組んでおり、学校側から相談があれば、可能な範囲で協力したいとお話をいただいております。今後も、各校において工夫を重ねつつ、がん教育を行ってまいります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） がん教育につきましては、本市の各小・中学校では、保健学習や道徳の時間で指導を進めていらっしゃるということで、がん教育は生徒のみならず、その家族や周囲にも将来の病気のリスクを知ってもらい、適切な健康管理につながっていくものと考えます。先ほど御答弁にもありましたように、海南病院さんからも、講師の依頼があればということでしたので、ぜひそういう教育について考えていただくといいかなと思いました。

また、昨年7月からの導入の集団検診におけるがんリスク検診を実施している自治体は、海部地区の中では弥富市だけとお聞きしています。さらに、その検査対象も、先ほど健康推進課長からお話がありましたように、20歳から65歳までと全国で実施されている自治体の平均よりは、本市は若い年齢から対象としていただいていることは本当にうれしく思います。どうか、そうした若い世代の方々へ周知啓発の強化をしていただくことで、今後また受診率の向上にも期待できるものと考えます。

そして最後に、中学生へのピロリ菌検査につきましては、前回同様、今時点では考えていないということでございます。今後、行政、医療、教育関係と共同で、先進地の研究を初めといたしまして、また安藤市長の強き御決断で、実施に向けてのさらなる御検討をしていただきますことを申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（堀岡敏喜君） 次に大原功議員、お願いいたします。

○16番（大原 功君） ここで、東日本の被害者の方について、心より御冥福をお祈り申し上げます。また、今、2,500人近くの方がまだ家に帰れない方がお見えでありますので、一日も早く家にお帰りできるように、皆さん方と黙祷をしたいと思いますので……。

○議長（堀岡敏喜君） 後でやりますので、ありがとうございます。

○16番（大原 功君） まず、一般質問については、開発部長。開発部長は、ワードについては、ここには物も建ちません、そして製品をつくりません、塗装をしませんというふうでありましたけれども、この点については、この今の会議録についてはありますけれども、これに間違いはないですか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 御答弁申し上げます。

会議録に書いてあるとおり回答させていただいたことに、間違いがございません。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そしたら、安藤市長に聞きますけれども、今、開発部長が言いましたように、ここには物も建ちません、また製造、あるいはその塗装もしませんというふうにありますので、これを含めて27件の農地転用違反がありますので、これについて警察に告発しますか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 昨年10月から11月にかけて実施した農業委員会の農地パトロールで報告されたものが26件あります。これについては既に是正通知等を発しており、今後も農業委員会と連携して指導をしてまいりたいと思っております。

あと、ワードの件につきましては、これは制度に従って対応してまいりたいと思いますが、ただし今後も農業委員会さんとしっかりと連携をとって、速やかに改善、是正されるように努めてまいりたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そうすると、安藤市長に聞くけれども、農地法の4条、5条についてはどのように書いてありますか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 農地法4条につきましては農地を転用する、また5条につきましては人に渡すというようなことでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 安藤市長は、弥富土地の土地改良の職員でもあった、あるいは平成12年には弥富土地改良の土地改良事務局長にもなっております。県議になってからだと思いますけれども、このときには議員連盟の事務局長ということでもありますので、この4条、5条がわからんということでは、市民が安堵できない、安心ができないということであるので、当然、ここに今のワードというのがあるわけですが、これは弥富中学校から比べると、150メートルぐらいかな、そんなところにあります。これからは南風が吹いてまいります。そういうときになると、中学校でも窓をあけたり、あるいはこの地域には鉄工団地、あるいは南風が吹けば、平島町のほうにも粉じん、あるいはカーボンが飛ぶ、そしてその近くには米や麦、あるいは野菜、果樹がつくってあるので、この点については、あなたは農業が大事ということでもありますので、検討するということでは市民は、先ほど言ったように、安藤市長は前の市長、この方について、市民を守る、そして安心して暮らせるというふうになっておりましたけれども、この点についてはどうですか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） ワードが関係する健康被害等々、中学生、また近隣住民に対しまして、

そのような健康被害が生じることは絶対にあってはならないことであると私も認識をしているところでございます。そういったことがないように、これから注視をしてまいりますとともに、先ほど申しましたように、違法は違法であるということで、しっかりと農業委員会も連携をしながら対処してまいりたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 勉強したいという話ですけれども、先ほど言ったように、弥富土地に職員として何年か勤められ、そして12年には弥富土地の土地改良事務局長ということであるので、十分20年以上は勉強されておるとおもいますね。こういう中で、生徒が危険であったり、あるいは健康を守れない、こういうことに対しては、行政としてはすぐに対応することが大事だと思うんですけれども、なぜ警察にすぐやるということは言えないんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） まだワードからの健康被害を受けたという確認がとれておりませんものですから、もしそんなことがあったら、あってはならないこととございますので、あったらすぐ警察のほうと、またそれぞれの機関とも連携をしながら対処してまいりたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 私は、ここに書いてありますけれども、県の建設部長に行って聞いてきました。そしたらここには建設許可も与えていない、農地転用もやっていないということで、今月の初めころだと思いますけれども、行ってまいりました。そして、金曜日の3時半ごろ、県のほうから、ここについては、函面もあります。あるいは今のこういう内容もありますということで、お見せしますということになっておりますけれども、3時過ぎておりましたので、8日ですよ、明くる日が日曜、土曜日となりますので、間に合わなかったんですけれども、実際にこういうのがあるということでもありますけれども。

20年以上の、そういう農地に対してやってみえるんだから、これが事実、証明ができることがあります。こうなってくると、安藤今の市長は、農業者というのは、土地改良区の組合員になりますか。何になりますか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 農業をやってみえる方は土地改良区の組合員……、農地を所有してみえる方は土地改良区の組合員であります。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そうすると、安藤市長が言われるように、我々の農業者も、私も含めて、おたくもそうですね、組合員ということであるのと、私どもが年間負担するのは、かなりの金額で負担するわけですね。この負担というのは一体何に使われたんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 土地改良区は、大きく2点の経費をいただいております。それは1つは経常賦課金、もう一つは特別賦課金というものを農家の方からいただいております。この経常賦課金につきましては、土地改良区の運営費でございます。そして、もう一つの特別賦課金というのは、事業に対する負担金ということでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そういうのに使うということは、農業が塗料とか粉じん、あるいは解体、それからプラスチック、あなたのところにもありますね。そういうのもあるわけでありまして、そういうのが近くで田んぼをやってみえる方はかなりの迷惑をしておるわけですね。そういうのに金を使うということについては、当然あなたが守るべき、ヘッドにおるわけですね。このヘッドの今まで20年間については、どのように農業の対策をされたのか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 今回のワードの問題に対しまして、近隣農家の方、農業者の方に御迷惑が出ているようであれば、早急に調査をしまして、その対応に当たってまいりたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 私は調査をしたから、安藤市長がここに市長じゃなかったら、この問題は聞かなくてもよかったわけ。あなたが県会議員だったら、別にここで質問する必要はなかった。あなたが県会議員になって市長になった。市長になったから、農業に対しては、あなたが先頭に立って弥富市の農業をやられたわけなんです。危険があるからといって、危険があるから、こういうふうに私は一般質問をしておるわけなんです。その説明をしてください。危険があるかないかということ。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） ワード近辺の農業者の方にどのような危険が及んでいるか、私、まだ認識不足でございますものですから、調査をさせていただきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） こういうふうに、ちゃんとあるんですね。これは市役所からもらったやつなんです。あなたが市長になってから3カ月ぐらいたつわけですね。こういうことは最初からわかっておるわけなんです。調査をするなんて、調査はできておるわけなんです。なぜ警察に告発ができませんのか。安藤市長には告発をしないというデメリットがあるのかないのか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） ワードの告発の問題につきましては、所定の手続をとって、告発すべ

きであれば告発をしていかなければならないわけですが、ただこれは県がやることでございますものですから、市と県、そして農業委員会としっかりと連携をしながら進めてまいりたいと思っているところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 農業委員会は県がやるわけですか。弥富市農業委員会がありますでしょう。その農業委員会で審査して、これがこういうふうに出ておるわけなんですね。こうなると、安藤市長が不適切、あるいは金銭トラブルがあるかないかというふうに市民から思われるんじゃないですか、これだと。その辺についてはどうですか。あなたがデメリットがあるから警察に告発をしないということに市民がとるんじゃないですか。どうですか、その辺。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 私に対してメリット・デメリットは一切ございません。ただ、今、申し上げましたように、県がとる所定の手続でございますものですから、県のほうともしっかりと審議をしてまいりたいと思っているところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 私は、県のほうに、先ほど言ったように確かめてきたわけね。職員が何度も、ここでは佐藤高清議員、それから三浦議員が農業委員会の委員であります。これは議会推薦で、私もそうですけれども。その中で私は副会長をやっております。そのために市民の安全、あるいは生徒の健康を守るために、法務局へ行ったり、あるいは税務署へ行ったり、県事務所へ行ったり、全部して回ってきました。その結果をすると、市側はこの内容を出せということ、県からもらえと言っておりましたけれども、県に聞くと、一遍もそんな申請はありませんということなんですね。だから、余りにもフェイクが多過ぎて。

安藤市長は、これだけの大きな問題があるということは、あなたが20年以上農業を担当しておった中で見ておるはずですね。県会議員の間に、いろんなところを回っているでしょう。鍋田のほうでも、あなたのところの弥生のほう、いろんなところに挨拶しておるときに、その前は通っているはずですね。チェックがしていないということは一体どういうことなんですか。説明してください。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 私も市内いろいろ回らせていただいておりますが、現場それぞれはなかなか確認ができていない部分もありますものから、しっかりと今後は確認をしてまいりまして、そういった是正に努めてまいりたいと思っているところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 確認をしていないと言うんですけれども、あなたが朝晩、この市役

所に来るとき、そのときにあなたのすぐ家の近くにあるでしょう。これは見ていないんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 大原議員が言われるのは、多分、※  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
、あそこのリサイクルの中間処理の施設な  
んですかね、やってみえますが、それは確認をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） これについては、教育長にも言いました。そこには弥生小学校の生徒が通ったり、あるいは市民の方が通るということで一遍見てくださいと。写真も撮ってありますね。あなたのすぐ100メートル、200メートル近くのところですよ。あなたは毎日、車でそこを通るでしょう。これでチェックがしていないということはどういうこと。これは、あなたが県会議員のとき、あるいは弥富土地のときの職員のときからあるわけなんですか。それがチェックしていないということはどういうことなんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） その土地につきましては、農地転用がされているものと私は認識をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 安藤市長に聞くけれども、この農地転用違反というのがこれだけあるということは、恐らく知ってみえると思う。海部土地、あるいは鍋田土地に負担金を約5,500円近く払うわけですね、1,000平米当たり。そういう金は、あなたのところに行くわけでしょう、土地改良区だから。そしたら、その金が、皆さんから集めた金は、こういうのを守るため。あなたが市民の安全、豊かな生活を暮らしたい、これは一体何なんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 土地改良区は、農村農家の方々がいかに効率よく農業をやっていただくか、そういったことに御協力する団体であるわけでございまして、基盤整備であり、また防災対策でありというようなことが今あるわけでございますが、また一方では食の安全・安心にもかかわっておりますものですから、そういった事業をこれまでしてまいりました。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） ここに2019年の1月13日、市民の皆さん方の大きな期待になる、市民の皆様方と真摯に受けとめ、そして地域の産業のために、弥富市に皆さん方が住みやすい、そういう運営をするということが書いてありますね。新聞を皆さん、読まれたときがあると  
思いますけれども、中日新聞に書いてあります。1月13日ですね。これは一体、あなたは市民をちょうらかすための文章なのか。どっちなんですか。

※ 後日取り消し発言あり

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 市民の安心・安全が一番でございますし、また市民の幸せも一番だと私は思っております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そういうふうだったら、先ほど言ったように27件をすぐね、市民の方が塗料とかいろんなものやったら健康に悪いでしょう。今はちょうど麦が生えています。野菜もあります。そうなれば危険があるから、すぐ刑事告発するのがあなたの義務じゃないですか。この辺のついてはどうですか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほども申し上げましたが、刑事告発につきましては、県がとる所定の手続の中での告発となりますものですから、市はそのことに対しましては、きちんとした資料が欲しいのであれば提出をいたしますし、連携をとってやってまいりたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そうすると、この面積は県の土地ですか。弥富市の土地なんですか。どっちなんですか。県が管理する土地なんですか。弥富市が管理する土地なんですか。どっちなんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 弥富市内の土地でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そういうことは、この問題が、何遍も言うようですけども、今の土地は、27件のほかに草生えを入れると約10万平米あります。これを例えば雑種地にした場合、年間2,000万は入ります、弥富市に。そういうことをすると、あなたは20年間の間で4億の金が、あなたの管理のために弥富市の税金が入らないということが明記されるんじゃないですか。この点についてどうですか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 私が当たってまいりました弥富の土地改良区が面積が320ヘクタールの土地改良区でございまして、弥富市内には弥富土地、そして鍋田土地改良区、十四山土地改良区ということであるわけでございますので、全てが弥富土地のエリアではないということをお伝えしてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） あなたが農地を守らないから、滞納もようけふえました。これについては、今、弥富市の市民税につきましては、滞納だけで1億8,790万円あります。それか

ら、未納につきましては1億4,500万。半端はありますけどね。それから、国保税については1億8,700万。それから、今の滞納につきましても1億6,100万円ということですので、国保と全部合わせると約6億8,000万があります。これはあなたが農業を守らないから、農業者が生活できないから、こういうふうになったと思いますけれども、この点についてはどうですか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 市民税、また国民健康保険税の滞納等につきまして今お話をいただいたわけですが、農地と関連する部分はあるかとは思いますが。いろんな要因があるかと思いますが、そういったことはこれからしっかりと勉強させていただきたいと思えます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そしたら憲法30条、これはどうなっていますか。日本憲法30条。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 日本国憲法30条につきましては、国民は、法律に定めるところにより、納税の義務を負うということであります。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 今の農地法を守らない人は、憲法ではありませんから、法令とか何かありますね。今の滞納されておる方は日本国憲法に当たるわけですね。そうすると、この滞納の人だけは、あなたは政治を強くして、まだ差し押さえを、185件ありますけれども、こういうのに対してどうですか。なぜこの方たちに、これだけの延滞を請求したり、あるいは今の差し押さえをされておるんですか。この点について、安藤市長。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 国民健康保険制度は、病気等で働くことができない方が主で加入していただいている制度でございます。そのため、国や県からの公費、一般会計からの繰り入れにより、少しでも加入者の保険税の抑える仕組みになっております。今年度から大幅な国保制度の改正が始まりまして、国や県からの公費や激変緩和対策により、県に納付する保険事業納付金の額は抑えられ、順調なスタートを切ったと言えるところでございます。

しかし、国からの法定外繰り入れの解消、県単位での保険料率の統一化、資産割の解消等、課題が山積している状況であり、安定した国保運営のためにも適正に賦課した保険税をきちんと納付していただくことが、税の公平性からも大切なことと考えております。

失業や病気等により生活環境が変わり、税を納付することが困難な方には、今年度から納付期限を過ぎた早い段階での一斉電話催告や家庭訪問をするなどし、相談の中で納付が困難な世帯には分割納付や、制度に当てはまれば減免制度の利用を説明しております。早い段階に接触し、滞納額が高額になる前に相談体制がとれるように努力しておるところでございます。



す。

滞納繰り越した税につきましては、収納課で一括で管理され、さまざまな機会を捉え、生活状況に合わせた納付計画を提案させていただき、納付に結びつけることで、平成31年1月末現在の国民健康保険税の滞納収納率は20.6%となっております。同月の前年が21.2%でございました。

今後も、市民の方に寄り添い、きめ細やかな相談を収納課、保険年金課、県の機構とも連携して行い、適正な収納に努めてまいりたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 市民税と県税を含めて、今、1億8,700万あるわけですけども、安藤市長のところの謄本をとってきました。そうすると、宅地が677平米、約200坪。この中に、あなたが平成11年に建物を建てられました。これを法務局で聞きましたら建物登記はしていないということでもありますけれども、これについては、当然、建物をつければ、そこに税金がかかるわけですね。税金がかかって、そして取得のほうにつきましては県税に納めなきゃいかんわけですね。例えばあなたの建てられた家が1,000万だとしますと、約30万、3%払わなければいけない。県税は4%かな、払わなきゃいかんというふうになっていますけれども、この県税については、あなたは払っていますか。払っていないですか。どちらなんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 私の家、父親名義であるわけですが、平成12年4月に増築をしております。そういった面におきまして、県税の滞納ということは、これまで通知を見たことがありませんし、私は納められているものと認識をしております。

また、登記につきましては、先ほど申しましたように父親名義ということもあり、怠った面もあるかもしれませんが、そのようなことであれば、速やかに対応させていただきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） あなたは大学を出られて立派な方ですので。坂本龍馬は、自分のことは自分が一番よく知っておるというふうに言われておりますね。あなたも平成11年に建てられたものに対しては、恐らくまだ20年しかたっていないから覚えてみえると思うんですね。もしこれが納めていなかったときには、どのように責任をとりますか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） もしというようなたとえの話ではございますが、そのようなときがあれば、きちんとした制度に基づいて対応してまいりたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番(大原 功君) そうすると、もし納めていないときは、普通は税金を納めていないのは滞納、あるいは延滞になりますけれども、全く納めていないということになると脱税ということになっちゃうね。こういうことがあると、あなたは市長ですから、その責任はとられるということではないですか。

○議長(堀岡敏喜君) 安藤市長。

○市長(安藤正明君) その当時につきましては、先ほども申しましたように父親ということがあるわけですが、父親からも、そのような滞納ということは何も聞いておりませんものですから、その答弁で御勘弁いただきたいと思えます。

○議長(堀岡敏喜君) 大原議員。

○16番(大原 功君) 建物の登記をしていないということになると、恐らく取得というのは、県のほうも取れないんじゃないかなというふうに思うので、これは調べて6月議会にまた言いますけれども。実際に、もとに戻るんですけれども、27件を警察に告発するというのをあなたが市民の前で、議会の前で約束すると言うならば私は議員をやめるから、警察に告発しますか。そこまで私は、あなたが不適切じゃなかったら警察に言えると思うんですけれども、この辺についてはどうですか。

○議長(堀岡敏喜君) 安藤市長。

○市長(安藤正明君) 26件につきましては、是正通知を出しているところでございます。そして、またワードの件に関しましては、繰り返しになりますが、県の所定の手続につき告発するものであれば、市としても協力をしてまいりたいと思っているところでございます。

○議長(堀岡敏喜君) 大原議員。

○16番(大原 功君) 先ほどあなたが言われたように、これは弥富市の土地でしょう。弥富市の土地を守るのはあなたじゃないんですか。道路管理者もそうでしょう。それをなぜ県に預けなきゃいけませんか。弥富市の市長であれば、弥富市の首長ですから、あなたがやってきちっとすることが大事なことなんですね。それが市民に豊かに暮らしたり安心して暮らせる、あるいは健康づくりもできる、農業の食の安全もできる、こういうことでありますでしょう。私はそれを守るためには、議会議員として9期36年をやらせていただいた。町村合併にしても、中学校、小学校の特別委員長、あらゆるものをして弥富市が発展するようにしてきましたので、あなたが約束して、今の27件、農地転用違反者を今月中に警察に告発するという約束をしてください。そうすれば、私は議員を辞職します。辞職して、また次の選挙があれば、そのときに再度、皆さんに支持をいただけるかいただけないかわかりませんが、一般質問で本会議でこの問題を、もっと多くの問題があると思えますので、そういう約束をしますから。どうですか、市長。そこまで言っても市長はやらんということになると、これは不適切がある、あるいは金銭トラブルがあるんじゃないかというふうに市民の大半の

方は思うと思いますけれども、それを襟を正すのが首長じゃないんですか。我々は、税金は何のために払うんですか。

一般会計の税金というのは、市民の暮らしをよくする目的税ですね。固定資産税でもそうです。あなたが先ほど言ったように、国保の滞納、あるいはそうなれば国保でも国のほうは法定外と言って一般会計から入れておるわけ。そしたら、この方たちでも税金が払えない、今は払えないけれども、いずれ大きく子供さんがなったときには必ず払いますというふうに言われておる方もあるんです。その中には家族がまだ小さく、あるいはお洋服を着せたい、あるいは食べ物も同じようにさせたいというのが親心であるでしょう。そしたら、憲法を守らなかったら、この方たちにもそういう恩恵を上げて、6億5,000万ぐらいまけてあげたらどうですか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） ただいま案件となっております転用26件につきまして、うち6件は一時転用で是正済みというようなことがあります。そしてまた、それぞれの案件につきましては、もう一度しっかりと農業委員会と連携をとりながら、是正してもらおう方向で、是正してくださいということで進めてまいりたいと思っておるところでございます。

また、ワードにつきましては、繰り返しになりますが、県の制度にのっとりまして手続を進めてまいりたいと思っておるところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 健康というのは一分一秒も待てんわけなんです。中学校の子供さんが、150メートルも離れていないところで、なせそれをしたり、カーボンが飛ぶようなところで生徒はそれで安心できますか。これはあなたが前の市長、突然、女性をつくってやめられましたけれども、あの方の続きをやるということで、私どもも応援してあげておる。あなたの言っておることは、全くアウトローの話じゃないですか。この点についてどうですか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） そちらの工場につきまして、一度私も確認に参りたいと思っております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 総務部長に言いますけれども、刑法62条、これはどのようになっていますか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

刑法第62条でございますが、1項は、正犯を幫助した者は、従犯とする。2項は、従犯を教唆した者には、従犯の刑を科するという条文でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） もう一つ聞きますけれども、共謀罪というのが平成29年7月に施行されたわけね。この共謀罪というのはどのようになっていますか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

簡単に申し上げますと、犯罪を行うことを具体的・現実的に話し合い合意に至ることによって成立する罪のことです。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そうすると、安藤市長は公人でありますから、このようなものを知っていながら放棄するということになると、犯罪に当たるのか当たらないのか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

今の御質問でございますけれども、具体的にどういった行為が、今、申しあげました刑法62条とか共謀罪に該当するかというのは、現在、私ではわからないところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） これは市長、当然あなたが知ってみえるわけで、それから農業委員の土地改良、いろんなことをやってみえる。これは知っておりながら、この20年間はあったわけなんですね。これは幫助になると思うんですけれども、あなたが知らなかったら幫助になりません。悪いことをしておるやつを、あなたが認めておるわけですから、ずっとね。そのために我々は今の負担金を払っておるわけですね。その負担金の利用については、農業拡大をするとか、そういうことであるので、当然、農業を守るための負担金であるから、あなたはよく知ってみえるはずですよ。この辺については、どうですか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 私がおりました弥富の土地改良区の管内につきましては、そういったケースがないように努めてまいりましたところでございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） あなたが今言うように、そのように守っていきまうと言うけど、20年間守られていないから、こういうふうになる。あの中学校ができるのは、あなたはわかりませんか。わかりませんが、当時、町村合併、このときに十四山、飛島、蟹江、それから弥富というふうであったわけなんです。そのときに中学校をあそこへ持っていくためには、当時の町長、この方に町村合併を私がやってあげるから、何としてでもあの中学校を向こうへ持って行ってくれという約束をしながらして持っていった学校なんです。そして、平成19年に3月に開校しておるわけなんです。

それだけ大事な学校なんです、あれは。私は生徒を守り、あるいは地域のために守るために議員を今9期やらせていただいております。これは市民に恩返しするためには、やっぱりきちっとせないかんことなの。先ほど言ったように、あなたが刑事告発をするという約束すれば、私はあなたがこの3月にちゃんとしてくれれば、その時点で私は議員を辞職しますから、こういう約束をするので、市民と約束できますか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 弥富中学校及び近隣の農業者、また住民の方々に健康被害が及ぶようであれば、これは早急に対応させていただきたいところでございます。

また、何回も繰り返しになりますが、ワードの件につきましては、県の所定の手続に従いまして進めてまいりたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 安藤市長がそこまで、いわゆるやらんということであるなら、市民は安藤市長には安堵できないね。生活が不安じゃないかと思いませんか。この辺について、どうですか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 告発につきましては、県がとる所定の手続でございますものですから、市としては告発ができないのが現状でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 被害届は弥富市が出せばいいわけね。県が出さなくても。あなたも県会議員を7年半やられたら、大村知事の県政の中で、総務や、あるいは民生、あるいは農林の仕事をやられたと思います。その中であれば、当然、あなたはわかっておるはずなんです。弥富市の土地がこういうふうにされておることに対しては、なぜ被害届を出さないのか。出せん理由は、あなたに疑惑があるから出せんというふうにしか市民は思いませんよ、これだけ言ったら。

そうじゃなくて、恐らく疑惑はないと思うので、あなたも襟を正して「やります」と言えば、別に何もこんな問題を大きく取り上げることもありません。この辺について、市長、どうですか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 弥富中学校の生徒、また近隣の周辺の住民の方、そして農業者等に健康被害等があるようであれば、市としてもそういった対応に当たってまいりたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 安藤市長、あるから私は質問しておるわけね。みんなあるわけです

ね。

総務部長、刑法230条を言ってください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

刑法第230条につきましては、名誉毀損の条文でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） それは今の総務部長、事実の証明ができるということに値するのか、どっちなんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

今の証明のお話でございますが、これは刑法の230条の2のほうでございます。こちらに規定してございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そういうことは安藤市長、今言ったように、これだけの違反があることは証明ができておるわけね。その証明ができておりながら、安藤市長が警察に告発せんということは、一体どういう意味を、あなたはどうしてこれだけ拒むんですか。この辺のところはどうですか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 不法転用の問題につきましては、しっかりと農業委員会のほうでも協議をさせていただいておるところでございますし、また大原議員もそのメンバーの一人であると私は認識をしているところでございます。そういった中で是正できるものは是正をしていきたい。どうしてもだめなものに関しましては、県を通じてしっかりとした所定の手続で進めてまいりたいと思っているところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 市長、私も議員生命をかけて、議員を辞職する、市民のための健康、あるいは地域の安全、そのためにここまで言っているんですから、あなたも決断したらどうですか。なぜこの決断ができないんですか。

県が被害届を出すんじゃないくて、弥富市の土地が荒らされておるから被害届を出してくださいというだけのことなんですね。なぜその約束ができないんですか。そうする、服部彰文前の市長の行政で住みやすいまちづくりというのとか健康づくりというのは、全くはったりというぐらいじゃないですか。こうなるとアウトローにかわりない。これについてはどうですか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほども御答弁申し上げましたが、健康被害が出ているようであれば、これまでは確認しておりませんが、それであれば被害届を出していきたくて思っております。

また、農地法の関係に関しましては、先ほども申し上げましたとおり、農業委員会できちんとした是正の催告を出していただきまして、どうしてもやっていただけないというような場合は、所定の手続をとってまいりたいと思っておるところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員に申し上げます。同じ質問が繰り返されているようですので、まとめていただくようお願いします。

大原議員。

○16番（大原 功君） これは大事なことなんです。子供さんの安全を守らなかつたら、我々議員は何をやっておる。市民の安全を守らなくては何をやっておる。ただ市民の税金を、議会費は約1億8,000万ぐらい組んであると思いがね。そうじゃありませんか。その市民税を我々はいただいておるわけなんです。いただいておる以上は、市民の安心・安全が守るのが当然のことでしょう。市長もそうでしょう。市民の税金ですよ、あなたがいただいておるのは。そういう約束をなぜできないのかと。できないということは、先ほど言ったように、あなたに業者と不適切があるか、あるいは金銭トラブルがあるかということ、市民はそう思いませんか。私はあなたの名誉をきちっと潔白にさせるために言っておるわけなんです。証明があつてきちつとしておるわけなんです。だから、そこまで言ってもあなたがやらんと言うなら、これ以上言っても仕方がないですけども、次のまた6月議会にすることにします。

次の質問に行きますわ、議長が言うからね。

次に、中学校の広島行き。これについては私が全協で、あなたがなくすると、廃止するというので、私が強く言いました。そんな市長なら、やめていけ。あなたには市長は難しいと言いましたね。その後について、私はあなたから1,600万についての説明はいただいておらんので。私がこう言ったから、予算をまたつけ直すという意味なのか、どちらなんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 広島研修につきましては、先ほども三宮議員の答弁で教育長が申しましたとおり、平和教育は日本人として大切な教育、また多感な中学2年生という生徒にとっては大切な教育であると再認識をさせていただいたところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 安藤市長、私が全協で強くこの問題を言った。それから、長島温泉の80歳以上、あるいは12月の大掃除、こういうものを含めて強く申し上げた。先ほど言ったように、前の市長に基づいて行政をするという中で、あなたはこういうふうにしてなくするという話でありましたが、それを強く言ったから、今回、これを見直すという話なのか、私

が一番初めに議会に申し上げたわけなんです。

それと安藤市長、ここに合併10周年があります。これについて、いろんな広島のことを書いてあります。これをあなたは読まれましたか。読んでおったら、広島行きの廃止ということは出ないはずなんです。これについてどうですか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） まず、議員の皆様、また市民の皆様、新年度予算に関しましては、いろいろと御心配をおかけしましたこと、心よりおわびを申し上げる次第でございます。

現在、本市の財政調整基金の残高は15億円ほどになってきております。そこで今後、新庁舎建設が完了した後も、新火葬場の建設やJR・名鉄弥富駅整備事業など、大規模事業が控えておりますことを考えますと、起債は活用できるものの、ある程度基金を蓄え、余裕を持って事業を進めていく必要があると考えまして、事業の中止ということではなく、事業の実施を延期しながら、できるだけ財政調整基金を減らさないよう、新年度予算を編成させていただいたところでございます。

しかしながら、12月議会で議決をいただきました第2次弥富市総合計画基本構想の具体的な施策の内容を示した前期基本計画は、総合計画審議会や議会で御議論いただきながら市民と協働で作り上げた計画でもございますので、それを尊重していくことも大変重要なことでございます。

そうしたことから、中学2年生広島研修につきましては、三宮議員の質問にも教育長から御答弁させていただきましてとおおり、中学校卒業後も将来にわたって平和や命のとうとさを考えていく上で貴重な研修でございますので、今後も継続をしております。

次に、敬老会事業につきましては、毎年、長島温泉で実施しておりますが、愛知県下近隣市町村では、本市のように80歳以上の方全てを対象に実施しているところはまれであります。対象者を88歳や100歳などの節目の年に限定して事業を実施しております。

そうしたことから、新年度は、映画祭などほかの行事との合同開催や対象者を数え80歳限定で長島温泉での開催を継続するなどしたらどうかということで新年度予算を縮小させていただいたところでございます。

しかしながら、これも一度、議員や市民の皆様の御意見をお聞きしながら、方向性を決めていく必要があると考えまして、新年度は現行どおり実施し、新年度中にその方向性を定めていきたいと考えております。

次に、きれいなまちづくり推進費補助金につきましては、学区コミュニティ推進事業活動のうち、5月に実施されているごみ0運動及び12月に実施される一斉大掃除に対し、1世帯当たり120円を補助してまいりましたが、5月には学区の運動会や小学校の運動会、また子ども会の行事などがあり、何かと市民の皆様も忙しい時期でございます。また、雨天の場合



は事業が延期になることなどによってさまざまな調整が必要になることから、縮減することとさせていただきます。

これにつきましても、この補助金につきましても、先ほど同様に、議員や市民の皆様の御意見をお聞きしながら方向性を決めていく必要があると考えまして、新年度は現行どおりといたしました。既にごみ0運動の事業を実施しないことを決められたコミュニティ推進協議会もあるかと思いますが、事業の実施を再考願えるのであれば、補助金を御活用いただきたいと考えております。

この事業につきましても、昨今、大変地域のコミュニケーションが不足をしまして、そういったコミュニティづくりの場としても大変貴重な場であると再認識をさせていただいております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

なお、敬老会事業やごみ0運動の事業のほかに、扶助費、または保育所、学校の修繕等の工事などにつきましても予算額の見直しをさせていただきたいと考えております。

いずれにしましても、具体的な予算の計上方法につきましても、財政部局と調整いたしますが、最終的には議会で御承認いただきますことをお願いする次第でございます。

最後に、今後も厳しい財政状況が続いていくことは事実でございますので、より一層、行政改革を推進していく必要がございます。また、議員の皆様のお力添えをお願い申し上げます、御答弁とさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 安藤市長に言うけれども、弥富市が財政破綻になるときは、何%以下になると財政破綻になりますか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 何%という答えは今は持ち合わせておりませんが、お金がなくなったら破綻することになると思います。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 20%以下だと思いますけど、それになると。そうすると、その20%以下になると、財政破綻として、この担当は総務がやるのか、財政がやるのか、自治大臣がやるのか、誰がやります、担当は。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 済みません、勉強不足でわかりかねます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） これは多分、自治省だと思いますけど、こういうふうに決まっておるとは思いますけれども。

もう一つだけ最後に聞きますけれども、全国に47都道府県がありますけれども、市町村は

幾つありますか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） たしか1,700ぐらいだと、私、そんな記憶です。ちょっと曖昧な答えで、申しわけございません。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員、時間が超過しておりますので。

○16番（大原 功君） 安藤市長、市長だから覚えておいてください。今現在では1,741市町村があります。その中で一番、いわゆるフェイクをいったのは、弥富市の安藤市長ということに市民は思われると思います。人に続いてやるなら、そのように続いてやらなきゃいかん、行政は。なぜ弥富市の行政がそれだけ憎たらしいんだということしか私は思いません。時間が来たので終わりますけれども、肝に銘じておいてください。終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩といたします。再開は2時35分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時25分 休憩

午後2時35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に鈴木みどり議員、お願いします。

○6番（鈴木みどり君） 6番 鈴木みどり、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、県道子宝愛西線又八地区における歩道設置についての進捗状況をお伺いしたいと思います。

私はこの質問は今回で3回目だと思いますが、平成27年の9月議会におきまして、県道子宝愛西線又八地区歩道設置について質問をしました。何十年も前から危険な区間と言われてきたわけですが、どうしたらこの問題が解決できるのか、地元住民を初め、誰もが何とかならないのかと考えてきました。

前市長から、地元名義の土地扱いということについて、それがはっきりと実行できなかったというのが頓挫した最大限の問題だと思っている。市と自治体との協議も不足していた。又八名義の土地があるので、これを地縁団体として市で受け付け、それを登記していかないと、なかなか片づくものではない。まずは地縁団体という形の中で取り扱いを申請していただき、次の段階にしていきたいと答弁をいただきました。

そこで、地元としてすぐに地縁団体として認可されるよう準備を始め、臨時総会を開催、平成28年7月29日に地縁団体として認可を申請し、8月5日付で認可され、又八町内会は地縁団体となりました。

その後、3年ほどたつわけですが、外見上は歩道設置について何ら変化が見られません。

そこで、現在の進捗状況と今後の段階として市ではどのように対応されるのかをお聞きします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤土木課長。

○開発部次長兼土木課長（伊藤仁史君） 御答弁申し上げます。

歩道設置の現在の進捗状況について御説明申し上げます。

地元名義の土地の取得手続きに伴い、地縁団体を認可した後の昨年2月に、愛知県より、地元区長並びに関係地権者に対し、用地測量を行うことの諸事項についての説明会を行っております。

この説明会の結果を受けまして、歩道設置の事業者である愛知県が、用地の現状確認を行う測量業務を先月の中旬に契約し、今月より順次現地の測量に着手すると聞いております。

今後、市としましては、地元名義の土地につきまして、法務局等の関係機関との調整を引き続き行っていくとともに、愛知県に対し、早期の歩道整備をお願いしてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 佐古木又八地区では、佐古木駅前の南口ですね、あそこの開発も難しい問題を抱えております。弥富・名古屋線も、今は橋はできていますけれども、その後の道路はまだ数年先。でも、この間伺いましたら、この夏あたりから、また工事が始まるということですので、それはいいかなと思いますけれども、愛西子宝線については、便利になるとか、そういう問題じゃなくて、高齢者を初め学生も通る道ですので、安全には欠かせないものとなっておりますので、一日も早く歩道設置ができるようお願いしたいところではあります。

そして、今回市長もかわられたことですので、最後に市長の見解をお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 県道の子宝愛西線につきましては、私も毎日朝通っております。特に雨の日などは大変危険でございまして、歩道には子供たちが通学、そしてまた、そういった中を自転車でということは大変危険なことではございます。それを避けて反対側へ出てということは最も危険な状態があるわけではございますが、そういった中、地域の皆様には大変心配をかけております歩道整備につきましては、先ほども土木課長が説明しましたように、現状確認を行う測量業務に着手するなど、着実に進んでいるところでございます。

市民の安心・安全のためには、今後も又八地区歩道整備の一日も早い完成に向けて、引き続き愛知県に強く働きかけてまいりたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 一日も早いと言いながら、私は40年近くも待っているわけなんですけれども、市民の安心・安全のために、よろしくお願いしたいと思います。

これで1問目の質問は終わらせていただきます。

続きまして2問目になりますが、伊勢湾台風から60年の節目として、市での取り組みについて伺っていきたくと思います。

12月議会で加藤議員より少し触れられていましたが、もう少し詳しくお聞きし、質問と提案をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

昭和34年9月26日、弥富市、当時は町でしたが、私たちの住むまちは伊勢湾台風によりほぼ全域が水没してしまいました。当時、弥富町で322名、十四山村で36名と、合わせて358名という多くの犠牲者を出しました。特に悲惨だったのが、犠牲者を多く出した鍋田干拓の地へ入植された人々です。その年の初めての米の収穫をあしたに控えた日の災害でした。

60年前、弥富では大きな被害を受けたことは誰でも知っていることと思いますが、その中でこんな悲しい出来事があったことを、今、どれぐらいの人が知っているのでしょうか。自然災害の怖さは、今やテレビの中でしか目の当たりにしません。間もなく、きょうは3月11日ということで、東日本大震災の8年目ということですので、本当に忘れてはいけないということに対しては何かの縁だと思っております。

自然災害の怖さは、今申し上げましたけれども、市での取り組みとして、この60年という節目で伊勢湾台風を題材としたミュージカル、殉難の塔への見学会、資料館での写真パネル展、体験談を聞く会など、さまざまな企画の計画があるとお聞きしました。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員、大変申しわけございません。時間が迫りましたので、一旦ここで質問を中断させていただきます。

ただいま鈴木議員の一般質問の途中ではございますが、本日3月11日は東日本大震災の発生から8年を迎えます。

ここで、震災により犠牲となられました方々に対し、衷心より御冥福をお祈りし、黙祷をささげたいと存じます。どうぞ皆様、御起立をお願いいたします。

黙祷。

[黙 祷]

○議長（堀岡敏喜君） お直りください。御着席をお願いします。

会議を再開します。

鈴木議員、お願いします。

○6番（鈴木みどり君） 続けます。

当然、10年前では、50年という大きな節目を迎えているわけですが、そのときは市としてどのような取り組みをしてきたのでしょうか、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

毎年6月に、愛西市の国営木曾三川公園東海広場で開催しております海部地方総合防災訓練を、伊勢湾台風から半世紀という節目であることから、「伊勢湾台風50年 総合防災訓練」として平成21年6月7日に弥富市の木曾川グラウンドにおいて開催いたしました。

また、同年9月6日には、各学区コミュニティ推進協議会の総合防災訓練として、各地区自主防災会、市消防団、市女性の会など17機関との連携のもと、弥富市総合防災訓練を文化広場において開催いたしました。

当時の市民の皆様の反響といたしましては、実践的な訓練を体感でき、自分の身は自分で守る（自助）という基本的理念に立ち返り、防災に対する自己啓発につながったとのことでございます。

また、歴史民俗資料館では、平成21年の伊勢湾台風50年事業といたしまして、7月25日から9月27日まで「あれから50年伊勢湾台風展」を、また11月25日から2月28日まで「伊勢湾台風から50年 昭和30年代の暮らし展」を開催し、2回の企画展合わせて約2,700人の来場者がありました。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 殉難の塔に関しましては、西尾張中央道を通るときに、伊勢湾台風に関係した塔があるという認識はありましたが、それがどういうものなのか、申しわけないんですが、私は全く知りませんでした。

たまたまインターネットで伊勢湾台風のことを調べていましたら、この殉難の塔がありました。この塔の両サイドには、対称的な像が一緒にあるわけですが、1つには母親が流木から子供を抱き上げ、頬ずりしている喜ぶ像と、反対側には自衛隊の助けをかりて青年に成長した我が子を収容する父親の像がありました。私は、実際に見に行こうと思い、出かけました。このような像があることを、恐らく北部地域に住む私たちは知らない人も多いのではないかと思います。こじんまりとした小さな公園になっていて、とてもきれいに整備されていました。残念ながら、そこには駐車場がなくて困ってしまいました。私はそれを見て改めて、この地域で起きた悲惨な出来事を忘れてはいけないと思いました。

そこでお聞きしますが、市の企画としては、60周年ということで、現在どこまで進んでいるのでしょうか。例えば人気のミュージカルは何回の公演予定ですか。また、殉難の塔等の見る会は、市のバスを利用して出かけるのでしょうか。どのような計画になるのか、詳細をお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

伊勢湾台風を題材といたしましたミュージカルの上演につきましては、本年9月22日の日曜日に総合社会教育センター中央公民館ホールにて、開催時間は確定しておりませんが、午

前と午後での2回上演を予定しております。このミュージカルには、弥富北中学校のダンス部の生徒を初め、市内の子供たちにも出演してもらう予定をしております。上演当日は、各回300名ほどの定員を想定し、観覧に当たりましては入場は無料といたしますが、往復はがきでの応募・抽せん形式を考えております。

詳細につきましては、まだ決まっておりませんが、今後も、ミュージカルを制作・演出されます、やとみまたはちさんと調整を図ってまいりますので、詳細が決まりましたら、速やかに市民の皆様へ「広報やとみ」や市ホームページなどで周知をさせていただきます。

また、生涯学習課の事業といたしまして、市有バスを利用して被害の大きかった鍋田干拓の慰霊碑や伊勢湾台風殉難の塔など、市内に残る伊勢湾台風関連施設をめぐり、被災者の体験談を聞く講演会を「語り継ぐ伊勢湾台風」と題し、市民向けの講座として8月末に開催する予定でございます。

さらに、歴史民俗資料館で開催予定の企画展につきましては、会期を8月1日から9月29日までの44日間とし、展示の内容は、写真パネルが中心となりますが、被災の様子を伝えるだけでなく、現在の写真と比較するなど、復興についても取り上げます。

また、写真のほかに、救援物資の木箱、ラジオや明かりの道具など、当時の暮らしの様子が見える道具などもあわせて展示する計画となっております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 今、お話しいただきました計画は、申し込みが必要となりますし、希望した人が全て参加できるものではありません。

もう一つの企画、資料館での伊勢湾台風関係の写真を含めたパネル展ですが、これは資料館でももちろん展示は必要だと思います。しかし、ある期間を決めてでもいいですので、これを社会教育センターのロビーで開催してはどうかと思います。今では、社会教育センターのロビーは多目的に利用されております。人の出入りの多い場所なので、多くの方に改めて伊勢湾台風の被害状況を知っていただくことができると思います。

市では、資料館での写真パネル展を開催予定と伺いましたが、社教センターのロビーなど、多くの人が入り出る場所に変更する考えはありませんでしょうか。お願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤歴史民俗資料館長。

○歴史民俗資料館長（伊藤隆彦君） お答えいたします。

歴史民俗資料館の企画展は、市外の方も多く来館されること、また写真以外にも伊勢湾台風関連資料の展示を行うことから、場所の変更ではなく、社会教育センターロビーでも展示を行い、より多くの市民の方に見ていただける場所を提供してまいります。

社会教育センターでの展示期間につきましては、中学生の広島研修の展示が予定されておりますので、その終了後、8月後半から9月29日までとし、それぞれの会場には、もう一方

の会場での開催についての案内を表示いたします。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） そこには、写真パネル展では、悲惨な状況だけの展示ではいけないと思います。伊勢湾台風後、弥富市の姿を照らし合わせたものを展示し、60年でこのように改善されたという安心感も市民の皆様に伝えていかなければいけないと思います。これを次世代につなげていかなければいけません。

そこで1つ提案として、防災フェスタを開催してはどうかと考えます。フェスタを新しく開催するといいますと、市長も財政難でとてもできないとお考えになるかと思いますが、幾つかの活動してみえる防災ボランティアの方の知恵をかりて、手づくりのものにしてでも十分伝わるのではないかと思います。その中で自主防災の紹介をしてもいいですし、防災ボランティアの活動紹介でもいいです。初めは小さい規模から始めていけばいいと思います。市民の皆さんの意見を聞き、市民の方と協働していく。その中で、楽しく防災に関心を持っていただければと考えます。

どうしても通常行われている防災訓練の参加などは、誰でも参加できるとはいえ、その年の役員さんたちが中心で、興味があったとしても、なかなか参加できる状況ではありません。誰もが気楽に参加でき、参画できる防災イベントづくりも必要かと思えます。

伊勢湾台風60年の節目をきっかけとして、ある一定期間、写真パネル展と並行して、子供さんたちにも参加してもらえらる防災ミニフェスタを企画して実践してみてもは提案します。そして今後、9月26日あたりで防災ミニフェスタを開催してみてもはどうかと考えますが、市のお考えをお聞きします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えします。

具体的に決定しているわけではございませんが、9月22日開催のミュージカルに合わせて、はなのき広場において、子供さんにも参加していただけるよう、地震体験車「なまず号」の体験などを企画しております。今後、庁内及び愛知県防災局など、関係機関と調整してまいります。

今後、9月26日あたりで防災ミニフェスタを実施してはどうかとのことでございますが、年間を通して、自主防災会全体会、海部地方総合防災訓練、広域避難プロジェクト、小・中学校での防災イベント、民間企業との避難訓練、各学区防災訓練、防災ワークショップ、出前講座など、市民の皆様や関係機関と多数の事業展開をしておりますのに加え、9月は特に台風シーズンでもございますので、防災ミニフェスタを開催することは現在は考えておりません。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 60年という月日は、遠い昔の話のように感じます。今後、伊勢湾台風を知らない世代がどんどんふえてきます。弥富の次世代にしっかりとこれを伝えていき、将来の弥富のまちづくりにつなげていけたらと考えます。

私の一般質問は、これで終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 次に那須英二議員、お願いします。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二、通告に従いまして、質問させていただきます。

今回は3点でございます。

まず第1には高齢者の外出支援及び長島温泉招待について、第2には現役世代・若者の定住促進、合併浄化槽への補助について、3にはパブリックコメントの周知、わかりやすい説明について質問いたします。

まず1つ目でございますが、高齢者の外出支援及び長島温泉招待についてでございます。

前回の議会、12月議会において市長より、毎年80歳以上の方を対象に行っている敬老会の長島温泉への招待について、廃止したい等の説明がございました。今回の予算からは削られておりますけれども、先ほど大原議員の質問によりまして、それを現行どおり進めたいということではございましたが、その件について改めて質問させていただきます。

まず、過去3年間の長島温泉招待の対象人数と参加人数についてお尋ねいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） お答えをさせていただきます。

平成28年度の対象者人数は3,418人、参加人数は711人でありまして、20.8%でございます。平成29年度の対象者人数は3,552人、参加人数は699人でありまして、参加率は19.6%、平成30年度の対象者人数は3,717人、参加人数は685人でありまして、参加率は18.4%となっております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 700人ほどの参加者がいるということではございます。割合としては5人に1人ということではございますけれども、さまざまな事情によって行けない方も中にはいらっしゃるものですから、単純には比較できないかと思いますが、まずなぜこの700人ほどの参加がある人気行事を、現行どおりいかれるということではございますけれども、廃止しようと思ったのか、それをまず、理由をお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほどの大原議員への答弁の繰り返しになるわけではございますが、愛知県下や近隣市町村の敬老会等の事業の実施状況を調べてみますと、当市のように80歳以上の方全てを対象に長島温泉へ招待し、開催している敬老事業はまれであり、対象者を88歳や100歳など、節目の年などで限定して事業を実施している状況でございます。



そうしたことから新年度は、映画祭などほかの事業と合同開催する案や、対象者を数え80歳限定で長島温泉へ招待を継続する案など検討させていただき、新年度予算を縮減させていただいたところではありますが、しかしながらこれも一度、新年度は現行どおり実施し、新年度中に議員や市民の皆様の御意見もお聞きしながら、その方向性を定めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 県下ではまれということでした。逆に、県下でまれということは、弥富市はそれだけすぐれていると、私はそう言いかえることもできるかなと考えます。

私自身、厚生文教委員会に所属していた際に、来賓として、この長島温泉招待に参加したわけですが、そこに来られる高齢者の方は本当に楽しそうに生き生きとしておりました。確かにさまざまな事情があって、そこに来られない方もお見えになるわけですが、しかしながら毎年700人ぐらいを超えるような人が参加するということでは、大変好評を得ているのではないかと思います。

そして、私のほうでも幾人かの高齢者の方にお話を伺ったわけですが、毎年、ここに元気で来られるように励みになっているという意見が多数ございました。79歳の方からは、「来年行けるかと楽しみにしていたのに、なくなると聞いて残念」という意見も出ましたが、復活したよということを発表したいと思っています。

また、29年度の行政事務事業評価でございますが、自分自身の健康で喜びを再認識し、楽しい時間を過ごすことで来年も出席しようという希望が出る極めて有用な施策と評価されているわけでございます。

私としましては、この事業は単なる1日だけの娯楽事業というふうには捉えておりません。この事業に励みを感じ、高齢者の方がいつまでも元気でいようと思える、いわば健康推進の事業として考えることができます。特に福寿会などでは、毎年2回ほどバスツアーということで、お楽しみの行事がございますけれども、地域に福寿会などがない場合は、この事業は貴重な年1回の楽しみな事業となっているわけでございます。

そこで質問でございますけれども、この長島温泉招待のかわりとして考えていた事業というのは、どういうものがございましたか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） お答えさせていただきます。

後期高齢者広域連合では、後期高齢者医療の方の健康の保持・増進を目的として、協定保養所に宿泊した場合、1泊につき1,000円を助成しています。協定保養所は、豊田市の百年草、桑名市の名古屋市休養温泉ホーム松ケ島、東浦町のあいち健康の森プラザホテル、田原市のシーサイド伊良湖、蒲郡市のサンヒルズ三河湾、江南市のすいとぴあ江南の計6カ所で

ございます。

協定保養所に後期高齢者であることを伝えて直接申し込み、当日、保険証を提示することで、割引が受けられるものでございます。詳しくはホームページや広報4月号で掲載予定でございますので、ぜひごらんをいただきたいと思っております。

特定健診グループでは、ふれあいサロンの出前講座を行っています。また、特定保健指導の中で運動教室も行っております。今年度からは、理学療法士による運動教室や、若い方を対象に、気軽に健診を受けることができるスマホドックなど健診や保健指導の受診率の向上を図り、医療費の削減を目指してまいり所存でございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 多分、回答が先に行き過ぎちゃったかなと思いますけれども、代案ということで考えられていたのは、先ほど市長も言ったとおり、節目の年ですとか、式典のみで行うとか、そういったことだったと思いますが、その式典のみとかでやっていくと、また節目の年だけということでありまして、せっかくふえてきている参加者というのが減っていくということと、毎年それを励みにして健康増進に努めていらっしゃるということが実態としてありまして、それが行政評価のほうにも反映されているわけでございますので、そういうこととして捉えていただきたいと思いますと思っております。

高齢者が健康であるということは、市にとっても大変喜ばしいことであって、財政の面でも、先ほど民生部長も言ったとおり、医療費や保険料の軽減にもつながるということでございます。

逆に、どうしても長島温泉招待を今後やめるように考えていくのであれば、それにかわる健康寿命を延ばし、高齢者の方が外に出る機会をふやす外出支援を拡充したほうが、財政的にもプラスになるかと思っておりますが、そのあたり、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） お答えをさせていただきます。

健康推進課におきましては、高齢者を対象にした健康寿命を延ばす取り組みについて、市のまちづくり出前講座を含む健康教育事業を実施しております。地区の福寿会等から申し込みがございましたら、保健師や歯科衛生士が地区公民館等へ出向いて、保健指導及び歯科保健指導を実施してまいります。

この事業は、平成30年度実績としまして、7団体延べ150人に対し、目指せばぴんぴんころりんをテーマに、虚弱にならないための理想的な食生活や足腰を鍛えることなどを指導しておりまして、参加者の方からは大変好評をいただいております。引き続き実施をしておりますので、ぜひ皆様に御利用いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 健康指導のほうで大変好評を得ていると。7団体150人、目指せぴんぴんころりんということでございました。

それは確かに続けていっていただければいいのかなと思いますが、楽しい事業、張り合いの事業、励みになる事業、こうしたものがあると、今後の高齢者の健康増進につながると。要するに、この先どういう楽しみを見つけていくのかがやっぱり大事になってくると思いますので、それを一つのきっかけとしてなるようなものを考えていただきたいと思います。

今は代案ということでございましたけれども、そういう中で、いきなり長島温泉招待について、この間は12月で廃止ということで一瞬出されたわけですが、参加者や対象者の意見を聞かずに、いきなり廃止にするということではなく、当面この事業を続け、経過期間を設けて、参加者や対象者、市民にアンケートをとって、今後どのようにしていくのかを改良検討を加えていくのが、市民と協働のまちづくりということで思うわけですが、市長、そのあたりはどのような考えを持っておられますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） これまでの敬老会事業、長島温泉につきましては、平成30年度、先ほどもお答えをさせていただきましたが、約5分の1の方が参加し、あと5分の4の方が参加できない、参加されなかったというようなことがあるわけですが、そういった方々の御意見も貴重であります。そしてまた、議員や市民の皆様のお意見もいただきながら、新年度はどうしていくかということを進めていかなければならないと私も思っておりますし、また代案につきましても、いい案があればお教えをいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 5分の1の方は、基本的に結構体の状態がよくて、歩けたりすることが多い人が多数かと思えます。5分の4の中には、なかなか自力で動けないという、参加したくても参加できない現状の方々も中にはいらっしゃると思えますので、そのあたりについても支援が必要になってくるかと思えますけれども、今は健康状態をいかに延ばして、いかに病気にならない、健康の状態をキープしていく、この施策を今後考えていただきたい。代案があればということでございますが、今、市民と一緒にあって、こうした案をつくり上げていくのが、一緒に市政をつくるということでございますので、ぜひ市民の意見を広く聞く姿勢で市長としては今後対応をお願いしたいと思っております。

行政改革というのは、何でもかんでも事業を取りやめたり縮小することでないと私は考えております。健康寿命を延ばすことによって、高齢者も喜び、市の財政も助かるウイン・ウインの方法を探ることが、よりベストな行政運営、地方自治体の政治であると私は考えてい

ます。その方向を目指して、当事者の方々に意見を聞きながら進めていくことが、市民と協働のまちづくりではないでしょうか。市長には、より慎重な姿勢で今後も考えていただきたいと思います。

さて、次の質問に移るわけでございます。これも同様のことが言えると思います。新規の合併浄化槽への補助に対しても廃止ということでございますが、私はこれは弥富に現役世代、若い人たちが少しでも定住してくれるような有効な事業だと考えています。

既に流域下水道が供用されている地域は、そのまま下水道につながることができますが、そうではない地域にとって、新規で合併浄化槽をつけられる方にとっては補助を継続してはどうかと思っています。特に今後は、この流域下水の計画区域外は、合併浄化槽への対応になってくると思いますので、逆により重要なものだと考えています。

そこでまずは、現在の下水道の状況を確認していきたいと思っています。

現在の流域下水道及び農業集落排水の接続率はどのようになっていますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 水谷下水道課長。

○下水道課長（水谷繁樹君） 平成30年12月末現在の接続率をお答えさせていただきます。

公共下水道の接続率は、全体で43.4%でございます。また、農業集落排水の接続率は、全体で77%でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 個々での接続率も資料でいただいておりますので、そのほうは後でまた活用していきたいと思っておりますが、今後の計画区域や計画区域外に対してどのように考えているかなどの方針というのはございますでしょうか。また、ハイセラミック管の修復事業はどのように考えておりますでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 水谷下水道課長。

○下水道課長（水谷繁樹君） 公共下水道につきましては、未普及解消を進めるために、平成28年から平成37年の10年概成に向けた重点アクションプランを策定し、市街化区域及び人口集中区域を整備予定でございます。

市街化区域の整備後、市街化調整区域の整備に取りかかる予定をしておりますが、人口の動向、財政状況を勘案しながら、効率的な下水道整備とコスト縮減を進めていく中で、合併浄化槽についても、集合処理とともに汚水を処理する有効な手段の一つとして考えておりますので、今後の汚水適正処理構想を見直す中で検討していきたいと考えております。

ハイセラミック管につきましては、平成29年度から実施し、10年計画で改築工事を予定しております。現在、国の補助制度はございませんが、県からは市町村下水道事業費補助制度の拡充予定と聞いておりますので、県費補助対象となりました折には、県費補助を活用し、ハイセラミック管の改築工事を進めていく予定でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 合併浄化槽への必要な部分に対して、今後は流域下水道が入らないところは、それも対応していかないといけないと思っていることと存じました。

また、ハイセラミック管は、以前聞いたところから、まだ現状は進行していないのかなど。県の補助がまだ出ると確定したわけではないという状況なのかなと思いますので、また続いて今後の議会で質問したいと思います。

この下水道事業は、多額の費用を要しています。市の財政の圧迫の要因の一つでもあると思っています。今は、この合併浄化槽は、かなりの性能であって、浄化能力も申し分ないと思っています。

また、流域下水道は、地震災害に弱く、修復に時間も多額の費用もかかります。例えば私、8年前に5月、ボランティアに行きました。きょうは3月11日ということで、そういったタイミングでございますけれども、それから2カ月後の5月に、ゴールデンウィークの際にボランティアに行ったところ、東日本大震災、岩手県のほうに行きましたが、液状化した地域でございまして、下水道が入っている地域というのは、なかなか復旧が進んでいないと、トイレも使えないというような状況でございました。ところが、この合併浄化槽で行っていたところに関しては、合併浄化槽を入れかえて、そのトイレだけは使えるというような状況でございました。私自身、そのトイレも使わせていただいたわけですが、災害時には、合併浄化槽のほうが復旧も早く、費用としても割安ということになっております。

また、流域下水道は、今後、老朽化による修復や減価償却費なども考えていかなければならず、そこにも多額の費用を要すると考えています。

住宅密集地域や、現在入っている地域においては、これもいいかなど、流域下水道のままでももちろんいいのかなと思いますけれども、一軒一軒の間隔が広い地域等においては、こここそは合併浄化槽の出番かと思っています。

そこでお聞きいたしますが、合併浄化槽の1基当たりの平均的な金額と、その補助額はどれぐらいになっておりますでしょうか。また、昨年の補助の実績実数はどうなっておりますでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田環境課長。

○環境課長（柴田寿文君） 御答弁申し上げます。

合併浄化槽の1基当たりの金額につきましては、メーカーによってさまざまですが、5人槽の場合だと40万円から50万円ぐらいで、7人槽だと60万円、10人槽の場合は65万円ぐらいになります。

補助額につきましては、単独浄化槽から合併浄化槽へ撤去も含めて転換した場合、一般区域——公共下水道事業計画区域以外及び汚水処理区域以外——の5人槽で33万2,000円、

7人槽で41万4,000円、10人槽で54万8,000円でございます。既存の単独浄化槽等の撤去をしない場合は、今の金額から9万円引いた補助額になります。

それ以外の公共下水道事業計画区域及び汚水処理区域の5人槽の場合は11万円、7人槽だと13万8,000円、10人槽で18万2,000円になります。既存の単独浄化槽を撤去しない場合は、今の金額から3万円引いた補助額になります。

昨年の実績はということでございますが、一般区域の場合、平成29年度、5人槽で14基、7人槽で8基、10人槽で1基、計23基の申請がありまして、そのうち3基が単独浄化槽から合併浄化槽への転換でございました。

また、公共下水道計画区域及び汚水処理区域におきましては、5人槽で6基、7人槽で8基、10人槽はゼロ、合計14基で、その中に単独浄化槽から合併浄化槽への転換はございませんでした。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そうしますと、単独浄化槽から合併浄化槽の方のほうが少なく、新規の方のほうが多いということでございます。

逆に、新規の合併浄化槽の補助をなぜ廃止されるのかが疑問になってくるわけですが、どうした経緯で廃止ということになったんでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田環境課長。

○環境課長（柴田寿文君） 御答弁申し上げます。

愛知県におきましても、来年度は生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に予算を重点化しますので、本市といたしましても、そのように変更させていただきました。

また、家を建てる場合、建築基準法では、公共下水道以外に放流する場合においては、浄化槽を設置しなければならないとされており、合併浄化槽は建物の附属施設になるわけですので、そこまでの補助については見直しをいたしました。御理解いただけますよう、よろしく願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 単独から合併浄化槽にかえる場合は補助するけれども、新規でおうちを建てる場合は、附属として当然のようにつかなければならないので補助をしませんということでございますけれども、逆に新築で家を建てる場合、下水道が供用されていない場合でございますが、合併浄化槽をつけなくてはならないということになります。要するに補助がなくても必ずつけなければならないので、補助はしないということでございましたけれども、私は逆に、だからこそ補助が必要になってくるのではないかと思います。

新築で家を建てるということは、逆に返せば弥富に定住するということでございます。こ

れから長年、弥富市民として住んでいくということで、そこには市税も固定資産税も払っていくというわけでございます。弥富の現役世代の人口が1人ふえる、1世帯ふえるということでございますけれども、1人で家を買おうということにはなかなかならないと思いますので、2人、3人、一家族丸ごとふえると。大変喜ばしいことじゃありませんか。

例えば昨年ですと、この補助を使って流域下水の供用が開始されていない地域に、12の家族の方が新しく家を建てて住まわれていると言えるわけでございますが、一方では、今は若者たちはもらえる給料に対して、物価の上昇や高くなった税金などで実質賃金、使えるお金が下がっている、これが実態でございます。結婚できない、子供を産み育てられない、その環境が少子化を招いている最大の要因となっています。家を持って、子供を持って暮らしていく、この当たり前のことができにくい社会となっているわけでございます。

前回の議会で朝日議員が、住宅リフォームの補助をしてはどうかということに対して、市長自身が、若者の定住促進につながる支援を考えていかなければならない等の回答をしております。この新規の合併浄化槽への補助は、定住促進につながる支援と捉え、若い人たちが弥富に住むことを応援する事業であり、未来の投資であると思っておりますが、市長はどのように考えておりますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 私は市長就任時に、市政運営に関して3つのスローガンを掲げ、その1つが健やかに暮らせる安心で安全なまちづくりの推進であります。施政方針でも述べたように、豊かで健やかな子供の未来を育むまちづくりの推進に引き続き取り組んでまいります。現在の財政状況を鑑み、市の持続的発展に向けた政策目的の実現のためには、改革すべきは改革する必要から、今回、補助金を減額いたしました。

先ほど環境課長からも答弁いたしました。愛知県におきましても、生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に予算を重点化しますので、本市といたしましても、そのように変更させていただきました。御理解いただきますように、お願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 市長、単独浄化槽から合併浄化槽にする、これは確かに必要な措置でございますが、この人たちは同じ住宅でかえるということが主でございますので、新しい人口がふえるわけではないわけです。新規の補助があるということで、住宅を購入する際、新規で家を建てる際に、その負担が少し軽くなるというところでございますので、そうした支援として捉えていただけないかということなんです。若者の定住促進策として考えていただきたいという質問でございますが、市長、そのあたりはどのように考えますか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 家を買われる場合には、3つの方法があるかと思っております。1つは建て売り住宅を買われる方、そして2つ目は土地を購入されて、その家にみずから家を建てられる方、そして中古の住宅を買われる方があろうかなと思っております。そうした中で、合併浄化槽の補助を受けられる方は、2番目の土地を購入されて、その上にみずから家を建てられる方でありまして一番最初の建て売りを買われた方、そして中古の家を買われた方については、この制度は利用することができません。そんな中におきましても、公平性を期するためにも、県がこのように改正をされた時期に改正するのも、私どもは公平性が保たれるのではないかなど、こんなことも考えています。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 確かに、今、民生部長が言ったとおり、じゃあ建て売りを買った人はどうなんだ、中古住宅を買った人はどうなんだということになってきます。では、この新規の合併浄化槽への補助を打ち切るかわりに、若者の定住促進につながる支援を何か考えておられるでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井秘書企画課長。

○秘書企画課長（安井幹雄君） お答えいたします。

若い世代の定住促進につながる支援といたしまして、平成29年度から結婚新生活支援補助金制度を設けております。この補助金制度は、少子化対策の一環として、新婚世帯の住宅取得費用、住宅賃借費用及び引っ越し費用を支援することにより、結婚に伴う経済的負担を軽減し、結婚を希望する方々の希望をかなえる取り組みを推進するものでございます。

また、少子化対策だけでなく、若い世代に弥富に住んでもらう定住促進のための事業として、愛知県で唯一実施するものでございます。平成31年度予算にも、引き続き計上させていただきましたが、本年度同様に、夫婦とも34歳以下で、夫婦の合計所得が340万円未満であることなどを条件に、1世帯当たり30万円を上限として補助させていただきます。

新婚世帯に対して、結婚に伴う経済的負担の軽減ができるよう、また弥富に住み続けてもらえるよう、この事業の周知に努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 結婚新生活支援補助金がございますということですが、この結婚新生活支援補助金は、逆に29年度は何件ございましたか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井秘書企画課長。

○秘書企画課長（安井幹雄君） お答えいたします。

平成29年度は8件でございました。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 8件ということで、10件の枠があったはずですが、要するに枠より少



ない数でとどまっているというのが現状でございます。対して、この合併浄化槽の補助に対しては800万円ということで、私の間違いでなければ、12世帯がこれを使っているということでございますので、こちらのほうが多いということで実態ではございます。

要するに、この結婚新生活支援事業は、まだまだ改良の余地があると思うんです。年齢制限であったり、所得制限であったりする部分はなかなか受けづらい部分がございますので、その辺は、例えば合併浄化槽の補助を削る限りに、そこに重点を置くから、その予算を組んだと、そして拡充をするんだということであれば、話は理解できるので、そういった意味を含めて改善していただきたいと思っています。

私としては、ぜひこの合併浄化槽の補助も続けてほしいわけですが、少しでも新規の家を建て、弥富に住む方を応援する意味でも、頑張っていたきたいと思っています。

また、空き家などの有効活用や中古住宅のリフォーム等の支援、また先ほど言われた結婚新生活支援事業の支援金の拡充など、若者たちの定住促進策を検討して、「子育てするなら弥富市へ」から「結婚して住むなら弥富市へ」の進化を目指して努力していただくことを期待いたしまして、次の質問に移ります。

続きまして、パブリックコメント全般についてでございます。

市で幾つかのパブリックコメントを募集し、市民の意見を広く集めておりますが、つい最近では自殺対策へのパブリックコメントを集めておりました。また以前には、コミュニティバスや介護保険などについても集めておられました。しかし、このパブリックコメントでございますが、なかなか募集していること自体を知らない市民の方がたくさんいらっしゃいます。このパブリックコメントが行われていることの周知方法はどのように行っておりますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井秘書企画課長。

○秘書企画課長（安井幹雄君） お答えいたします。

本市では、市の重要な計画等の策定や変更等に当たり、市の意思決定過程における公正性の確保及び透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参画を促進し、市民との協働によりまちづくりを推進することを目的として、パブリックコメントを実施しております。

パブリックコメントを実施する場合には、「広報やとみ」、市ホームページにおいて周知を行っております。また、会議などでもアナウンスをさせていただいております。

なお、御意見をいただく計画等の案の公表方法につきましては、市ホームページに掲載するとともに、市役所庁舎、十四山支所、鍋田支所にて閲覧していただけるように配備しております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、広報やホームページで周知しておるといってわけですが、

また庁舎のほうにそういったものが置いてあるわけですが、市で行っているパブリックコメント、前3年間の種類と回答数というのはどれぐらいありましたでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井秘書企画課長。

○秘書企画課長（安井幹雄君） お答えいたします。

本年度の意見募集は4件であります。1件目は、第2次弥富市総合計画基本構想（案）で、意見提出者は6名で、意見数は34件でありました。

2件目は、第2次弥富市総合計画前期基本計画（案）で、意見提出者は7名で、意見数は71件でありました。

3件目は、弥富市都市計画マスタープラン（案）で、意見はございませんでした。

4件目は、弥富市自殺対策計画（素案）で、意見提出者は3名で、意見数は4件でありました。

続きまして、平成29年度の意見募集は5件でありました。

1件目は、弥富市都市計画マスタープランの一部改定（案）で、意見はありませんでした。

2件目は、弥富市第3期特定健康診査等実施計画（素案）・弥富市第2期国民健康保険データヘルス計画（素案）で、意見はありませんでした。

3件目は、弥富市第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画（素案）で、意見提出者は2名で、意見数は2件でありました。

4件目は、弥富市障がい者計画・第5期弥富市障がい福祉計画・第1期弥富市障がい児福祉計画（素案）で、意見提出者は1名で、意見数は1件でありました。

5件目は、コミュニティバス東部ルートの運行見直し（案）で、意見書提出者は17名で、意見数は34件でありました。

続きまして、平成28年度の意見募集は1件でありました。

案件は、弥富市教育大綱（案）で、意見書提出者は2名で、意見数は4件でありました。

以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 過去3年間言っていただきましたが、これで見ると、回答する人数がほとんど1桁、下手をすれば回答者ゼロということもございます。コミュニティバスの件だけが、17人ということでしたが、そのときにはたしか回覧で回ってきたので、知っている方も多かったのかなと思いますが、もっと回答率を伸ばすために周知方法を改良、例えば回覧等でパブリックコメントを募集している等の周知を広くして、周知の機会をふやしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井秘書企画課長。

○秘書企画課長（安井幹雄君） お答えいたします。

広く市民の皆様から御意見をいただくために、いかに広く周知できるかということが重要でありますので、現在の発信手段としての広報紙や市ホームページでの掲載に加え、今後はツイッターでも発信するとともに、各種会議などでも周知を行ってまいります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） ツイッター等が加わるということですが、一番市民にとって目につきやすいのは回覧かなと思いますので、できれば回覧のほうも検討していただきたいと思っています。

また、パブリックコメントの資料は、ページ数も膨大に多くて、難解なものが多いわけですが、これではなかなか市民の方に意見を求めても、市民の方自体が、これはちょっと多いな、ちょっと読みにくいなと感じる方が多数だと思います。

そこで、内容を要約して簡単にしたり、あらましや概要説明などをつけてわかりやすいものにして、より多くの市民が広く参加できるものにしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井秘書企画課長。

○秘書企画課長（安井幹雄君） お答えいたします。

パブリックコメントは、市の重要な計画等の策定や変更等に対して御意見をいただくことが目的であることから、どうしても詳細な内容のものを御提示することになってしまいます。議員の御指摘のように、広く市民の皆様から御意見をいただくためには、内容をわかりやすく説明する必要があると考えますので、計画等の案を作成した趣旨や目的などを簡潔にまとめた資料もあわせて公表するなど、意見の出やすい環境づくりに努めてまいります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） より出やすい方向で考えていただくということでした。

今、秘書企画課長からあったとおり、重要な施策のポイントとして、一市民に意見を聞く手法として、このパブリックコメントがあるわけですが、例えば広島行きの件であったり、長島の件であったり、または市民プールの廃止であったりする部分においては、こうしたことを聞いてみてはどうかと思っております。

また、簡単にしたものをつけることによって、より多くの方に理解していただいた上で意見を求めていくというのは、市民に開かれて、市民と一緒に協働のまちづくりをすることだと思いますので、ぜひなるべくわかりやすいものについていただいて、こうしたパブリックコメントを大きく活用していただいて、皆さんの意見をしっかりと聞いていただきたいと市

長にお願いしたいと思います。

以上をもちまして、今回の私の一般質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 本日はこの程度にとどめ、明日継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思います。

本日の会議はこれにて散会します。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時44分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

同 議員 炭 竈 ふく代

同 議員 佐 藤 高 清